

Ⅱ 北海学園大学大学院

北海学園大学大学院学則

昭和45年3月26日 制定

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 入学，転入学，再入学，転学及び留学（第8条—第14条）
- 第3章 休学，退学及び除籍（第15条—第17条）
- 第4章 教育方法等（第18条—第25条）
- 第5章 課程の修了要件及び学位の授与（第26条—第29条）
- 第6章 賞罰（第30条・第31条）
- 第7章 授業料等，授業料等の免除（第32条・第33条）
- 第8章 運営組織（第34条—第38条）
- 第9章 研究生，法務研究員，委託生，特別聴講学生，聴講生，科目等履修生及び外国人学生（第39条—第46条）
- 第10章 附属施設（第47条）
- 第11章 雑則（第48条・第49条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 北海学園大学大学院(以下「本大学院」という。)は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめて，文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本大学院は，その教育研究水準の向上を図り，その目的及び社会的使命を達成するため，教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については，別に定める。

（認証評価）

第2条の2 本大学院は，前条の措置に加え，教育研究等の総合的な状況について，政令で定める期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2 削除

3 第1項に関する事項については，別に定める。

（ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメント）

第2条の3 本大学院は，授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 本大学院は，教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るため，その教育職員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（情報公開）

第2条の4 本大学院は，教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

（大学院の課程）

第3条 本大学院に，修士課程及び博士(後期)課程を置く。

2 専門職学位課程を修了した者が博士(後期)課程に進学する場合，専門職学位課程を，修士課程と同等のものとして扱う。

（修士課程）

第3条の2 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

（博士(後期)課程）

第3条の3 博士(後期)課程は，専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，又はその

他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の4 削除

(研究科, 専攻, 入学定員及び収容定員)

第4条 本大学院修士課程に, 次の研究科及び専攻を置き, 入学定員及び収容定員は, 次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	15人	30人
経営学研究科	経営学専攻	7人	14人
法学研究科	法律学専攻	7人	14人
	政治学専攻	5人	10人
文学研究科	日本文化専攻	5人	10人
	英米文化専攻	5人	10人
工学研究科	建設工学専攻	6人	12人
	電子情報生命工学専攻	6人	12人

2 本大学院博士(後期)課程に, 次の研究科及び専攻を置き, 入学定員及び収容定員は, 次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	3人	9人
経営学研究科	経営学専攻	3人	9人
法学研究科	法律学専攻	2人	6人
	政治学専攻	2人	6人
文学研究科	日本文化専攻	2人	6人
	英米文化専攻	2人	6人
工学研究科	建設工学専攻	2人	6人
	電子情報生命工学専攻	2人	6人

3 削除

4 削除

5 研究科に関する規則は, 別に定める。

(標準修業年限及び最長修業年限)

第4条の2 修士課程の標準修業年限は2年とし, 4年を超えて在学することができない。

2 博士(後期)課程の標準修業年限は3年とし, 6年を超えて在学することができない。

3 第25条に基づく特例学生のうち, 標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは, その計画的な履修(以下, 「長期履修」という。)を認めることができる。

4 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は修士課程3年, 博士(後期)課程5年とする。長期履修に関する事項は, 各研究科で別に定める。

5 削除

6 削除

7 削除

(学年及び授業時間)

第5条 本大学院の学年は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は, 定期試験等の期間を含め, 35週にわたることを原則とする。

(学期)

第6条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本大学院において授業及び研究指導を行わない日は, 次のとおりとする。ただし, 特別の必要がある場合は, この限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日 5月16日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、別に定める。

3 臨時休業日は、そのつど定める。

第2章 入学、転入学、再入学、転学及び留学

(入学の時期)

第8条 本大学院の入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第9条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和28年2月7日文部省告示第5号)で文部科学大臣が指定した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- (6) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士(後期)課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者。
- (2) 外国の大学において前号と同等又は同等以上の学力を有する者
- (3) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定(平成元年9月1日文部省告示第118号)で文部科学大臣が指定した者
- (4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の願出)

第10条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に別表第4に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。転入学についても、同じとする。

(転入学)

第11条 転入学を志願する者は、前条に掲げるもののほか、現に在学する大学院を置く大学の学長の許可書を添付しなければならない。

(再入学)

第12条 正当な理由で退学した者が、再入学を願出たときは、研究科委員会の議を経て、学長が許可することができる。

(転学)

第13条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第13条の2 学生は、学長の許可を得て、外国の大学院又はそれに相当する教育・研究機関等に留学し、必要な研究指導等を受けることができる。

2 留学を志望する者は、所定の留学許可願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

3 留学期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究及び教育上特に必要があると認められるときには、その期間を延長することができる。

4 前項の留学期間は、第4条の2第1項から第4項までの標準修業年限に算入する。

5 留学に関する規程は、別に定める。

(入学の許可)

第14条 本大学院に入学し、再入学し、又は転入学しようとする者については、選考を行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

2 前項による合格者のうち、指定期日までに、別表第4に掲げる入学金等を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

第3章 休学、退学及び除籍

(休学)

第15条 疾病その他特別の事情により、長期にわたり学修できず、所定様式の休学願を研究科長に提出した者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、当該年度に限り、休学することができる。

2 学年の始めにおいて既に標準修業年限を満たしている者が、疾病その他特別の事情により休学を願い出る場合には、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、前期の終わりまで休学することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、疾病その他特別の事情により休学の願い出がある場合には、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、引き続き前期の終わり又は年度の終わりまで、休学することができる。

4 引き続き休学できる期間は、当初の休学期間を含めて2ヶ年を限度とする。

5 学生は、休学理由が消滅し、休学期間が満了するときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 休学期間は、在学する課程の標準修業年限と同じ年数を超えることはできない。

7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第16条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者については、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍するものとする。

(1) 修士課程にあつては第4条の2第1項、博士(後期)課程にあつては同条第2項の在学期間を超えるとき。

(2) 削除

(3) 死亡したとき

(4) 行方不明になったとき

(5) 授業料等の納入を怠り、督促を受けて、なお納入しないとき

(6) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき

(7) 入学を辞退したとき

2 前項第4号、第5号又は第6号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第12条の規定を準用する。

第4章 教育方法等

(授業科目及び単位数)

第18条 本大学院に開設する修士課程及び博士(後期)課程の授業科目及び単位数は、研究科に応じ別表第1及び第2に掲げるとおりとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき認定単位数を別に定める場合は、この限りではない。

(授業及び研究指導)

第19条 本大学院修士課程及び博士(後期)課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

第19条の2 削除

(履修方法等)

第19条の3 各研究科における研究指導及び履修に関する規定は、別に定める。

2 学生は、指導教授の承認を得たうえで、研究科委員会の議を経て、本大学院の他の研究科又は北海学園大学の学部の授業科目を履修することができる。

(単位の計算方法)

第20条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第21条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習及び実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学院は、前項に規定する授業科目について、教育上利益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(指導教授)

第23条 修士課程及び博士(後期)課程の学生の研究指導に当るため、各学生に指導教授を定める。

2 前項の指導教授は、研究科委員会において定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めるものとする。

2 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなす。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について、準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条の2 研究科において、教育上有益と認めるときは、本大学院に入学した学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、修士課程又は博士(後期)課程の学生にあつては、15単位を超えないものとする。

3 前項の単位は、修士課程及び博士(後期)課程学生の、第4条の2第1項及び第2項に定める標準修業年限の短縮を伴わない。

4 削除

第24条の3 第24条第2項及び前条第2項で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第25条 研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第5章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の授与及び評価)

第26条 本大学院においては、所定の授業科目を履修した者に対して試験の上単位を与える。

2 試験は、原則として学年末又は学期末に行う。

3 授業科目の成績の評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)の5種とし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、この成績の評価になじまない一部の科目の評価は、合否の2種とし、合を合格とする。

第26条の2 削除

(修士課程及び博士(後期)課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了の要件は、本大学院の修士課程に2年以上在学し、経済学研究科及び文学研究科にあつては32単位以上、経営学研究科、法学研究科及び工学研究科にあつては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科が当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士

論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、本大学院に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本大学院の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- 2 博士(後期)課程の修了要件は、本大学院の博士(後期)課程に3年以上在学し、法学研究科、文学研究科にあつては12単位以上、経済学研究科、経営学研究科及び工学研究科にあつては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士(後期)課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び同第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程における在学期間を含む。)」とする。

- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位〔学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。〕を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年〔専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年〕以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

第27条の2 削除

(学位の授与)

- 第28条 修士課程又は博士(後期)課程を修了した者には、北海学園大学学位規則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 本大学院の博士(後期)課程を修了しない者であっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格して、本大学院博士(後期)課程修了者と同等以上の学力があると認められる場合には、博士の学位を授与することができる。

- 3 北海学園大学学位規則は、別に定める。

(教育職員免許状の資格の取得)

- 第29条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院の研究科の専攻において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教育職員の免許状の種類	(免許教科)
経済学研究科	経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	商業
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
同上	政治学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	公民
文学研究科	日本文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	国語
同上	同上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史

同 上	英 米 文 化 専 攻	中 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	英 語
同 上	同 上	高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	英 語
同 上	同 上	高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	地 理 歴 史
工 学 研 究 科	建 設 工 学 専 攻	高 等 学 校 教 諭 専 修 免 許 状	工 業

3 教育職員の免許状授与の所要資格を取得するための必要な事項は、別に定める。

第6章 賞罰

(表彰)

第30条 学生で人物学業ともに優秀な者を、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。
(奨学制度)

第30条の2 学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学生規程は、別に定める。

(個人の秘密を守る義務)

第30条の3 学生は、本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 法令による証人等となり前項の秘密に属する事項を発表する場合には、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(懲戒)

第31条 学生が本大学院の学則もしくは北海学園大学の諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力不振で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らした者

(4) その他学生としての本分に反した者

第7章 授業料等、授業料等の免除

(授業料等)

第32条 学生は、別表第4に掲げる額の入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費を、別に定めるところにより、納入しなければならない。

2 第4条の2第3項の長期履修の学生が履修期間を短縮して修了する場合、残存期間の授業料、教育充実費及び実験実習費を納入する。

3 特別の事情により、授業料、教育充実費及び実験実習費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより、当該納入金を延納することができる。

4 休学者は、その期間中の授業料、教育充実費及び実験実習費の納入を免除する。ただし、別表第4による各分納期の途中で休学、退学する場合は、その期の授業料、教育充実費及び実験実習費の納入を免除しない。

5 本大学院学則第4条の2に定める標準修業年限又は修了年限(修士課程3年の長期履修及び博士(後期)課程5年の長期履修)を超えて在学する者が9月に課程を修了した場合は、別表第4に掲げる納入金のうち、第2期分の授業料・教育充実費・実験実習費を免除する。なお、9月修了に関しては研究科の定めるところによる。

(入学検定料等の不返還)

第33条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費は、返還しない。

第8章 運営組織

(学長)

第34条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(研究科委員会)

第35条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、その研究科の授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

3 削除

4 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

5 研究科長は、研究科委員会が必要と認めるときは、他の職員の出席を求め、意見を聴くことがで

きる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。

(研究科長)

第35条の2 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、その研究科の専任教授をもって充て、研究科を統括する。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 その選出方法及び職務については、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第36条 研究科委員会は、その研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の組織に関する事項
 - (2) 教育研究の指導に関する事項
 - (3) 教員の選考に関する事項
 - (4) 学生の入学、留学、休学、退学、その他の学籍に関する事項
 - (5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
 - (6) 試験及び修士論文又は博士論文の審査に関する事項
 - (7) その他その研究科に関する重要な事項
- 2 研究科委員会は、前項に掲げる事項のうち第1号から第6号までの事項及びその他学長が定める事項について、学長に意見を述べるものとする。

第36条の2 削除

第36条の3 第36条の決定が他の研究科に著しい関連がある場合には、各研究科は大学院委員会の承認を得るものとする。

(大学院委員会)

第37条 本大学院に、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、各研究科長及び各研究科委員会において委員の互選によって選任した2人の委員をもって組織する。
ただし、特別の事由のある場合は、この限りでない。
- 3 研究科委員会の委員の互選によって選任された委員の任期は、2年とする。
- 4 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第38条 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究の基本に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 将来の計画に関する事項
- (5) その他本大学院に関する重要な事項

(事務組織)

第38条の2 本大学院は、大学院の事務を遂行するため、事務組織を設ける。

- 2 事務組織及び事務分掌については、別に定める。

第9章 研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第39条 本大学院において、大学院修士課程、博士(後期)課程又は法科大学院の課程の修了者で特定事項につき研究を行なおうとする者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。
(法務研究員)

第40条 本学法科大学院を修了した者が司法試験を受験するために引き続き本学の施設・図書等の利用を希望する場合には、学長は、学生の教育に支障のない限り、法学研究科委員会の議を経て、法務研究員として、これを許可することができる。

- 2 前項の法務研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第41条 公の機関又は団体等から、本大学院において研究指導を受けさせるため、その職員を委託されたときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の選考を経て、委託生として、

これを許可することができる。

2 第39条第2項の規定は、委託生について準用する。

(特別聴講学生)

第42条 本大学院において、特定の授業科目を履修する他の大学院の学生があるときは、本大学院の学生の教育に支障のない限り、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として、その履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(聴講生)

第43条 本大学院の特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、聴講生として、これを許可することができる。

2 聴講生が授業科目の試験に合格したときは、証明書を交付する。

(科目等履修生)

第43条の2 本大学院の修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(外国人学生)

第44条 外国人で第9条各号の一に該当する者の入学の願い出があるときは、学長は、研究科委員会の選考を経て、外国人学生として、入学を許可することができる。

2 外国人の入学手続については、別に定めるところによる。

(受講料等)

第45条 研究生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び委託生は、別表第5に掲げる金額を納入しなければならない。

2 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

3 外国人学生の納入金は、別表第4及び第5に掲げる金額と同額とする。

(適用除外)

第46条 研究生、委託生、特別聴講学生、聴講生及び外国人学生については、この章で定めるもののほかは、この学則を準用する。ただし、研究生、委託生及び聴講生については、第5章の規定を、特別聴講学生及び科目等履修生については、第27条から第28条までの規定を準用しない。

第10章 附属施設

(研究所)

第47条 本大学院の各研究科に研究所を置くことができる。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

第11章 雑則

(準則)

第48条 本学則において特に定めがない事項については、北海学園大学学則を準用する。

(学則の改廃)

第49条 本学則の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第4条中、法学研究科法律学専攻の総定員「14人」とあるのは、昭和62年3月31日までは、「7人」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず平成28年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成28年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員 人	収容定員 人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	6
	電子情報生命工学専攻	6	6

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず平成29年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成29年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員 人	収容定員 人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	—
	電子情報生命工学専攻	6	12

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第4条第1項および同条第2項の規定にかかわらず平成30年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成30年度

研究科・修士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	—
	電子情報生命工学専攻	6	12

研究科・博士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	3	9
経営学研究科	経営学専攻	3	9
法学研究科	法律学専攻	2	6
	政治学専攻	2	6
文学研究科	日本文化専攻	2	6
	英米文化専攻	2	6
工学研究科	建設工学専攻	2	6
	電子情報生命工学専攻	2	2

- 3 第4条第3項の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成30年度

研究科・専門職学位課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	36

平成31年度

研究科・専門職学位課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	18

平成32年度

研究科・専門職学位課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
法務研究科	法務専攻	—	—

備考 法務研究科は、平成30年度から募集停止となるため収容定員のみの表示とする。

- 4 法務研究科の入学に関する規定は、平成30年度から適用しない。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
 2 第4条第1項および同条第2項の規定にかかわらず平成31年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成31年度

研究科・修士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	—
	電子情報生命工学専攻	6	12

研究科・博士課程	専攻	入学定員	収容定員
		人	人
経済学研究科	経済政策専攻	3	9
経営学研究科	経営学専攻	3	9
法学研究科	法律学専攻	2	6
	政治学専攻	2	6
文学研究科	日本文化専攻	2	6
	英米文化専攻	2	6
工学研究科	建設工学専攻	2	6
	電子情報生命工学専攻	2	4

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院経済学研究科規則

第1条 本規則は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第5項により経済学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第2条 本研究科に修士課程及び博士(後期)課程を置き、専攻を経済政策専攻とする。

第3条 本研究科は、経済学の理論・歴史・政策全般について精深な学識と研究能力を養い、経済社会の専門分野において必要な高度な研究能力と豊かな学識を有する人材を養成することを目的とする。

第4条 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各項に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

第5条 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

第6条 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1の1及び同別表第2の1とし、その履修方法等については、大学院学則の定めによるほか、別に定める「経済学研究科履修規程」によるものとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき、認定単位数を定める場合は、その定めによる。

2 北海学園大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、許可することができる。

第7条 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第8条 修士(経済学)の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士(経済学)の学位は、大学院学則第27条第2項に定められた修了要件、又は同第28条第2項に定められた要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

第9条 本研究科修士課程の授業科目中1科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生としてこれを許可することができる。

第10条 本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の教育に支障がない限り、本研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第11条 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

第12条 研究指導を受けようとする大学院修士課程又は博士(後期)課程修了者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

第13条 前4条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院経済学研究科履修規程

第1条 本規程は、北海学園大学大学院学則第19条の3第1項により、経済学研究科(以下「本研究科」という。)の研究指導及び履修に関する事項を定める。

第2条 修士課程の標準修業年限は2年、博士(後期)課程の標準修業年限は3年とする。

2 大学院学則第4条の2第3項、第4条の2第4項による長期履修(以下「長期履修」という。)の期間は、修士課程3年、博士(後期)課程5年とする。長期履修に係る取扱いは、別に定める。

3 学生は、修士課程には4年、博士(後期)課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本大学院に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本大学院の修士課程の一部を履修したものと認め、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

第3条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては32単位以上、博士(後期)課程にあつては14単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、第8条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第4条 修士課程の学生は、1年次で指導教授の担当する講義4単位及び演習4単位、2年次で演習4単位を、また博士(後期)課程の学生は、1年次で指導教授の担当する特殊研究2単位及び演習2単位、2年次で演習4単位、3年次で演習4単位を履修しなければならない。ただし、第2条第4項の適用を受けた者については、履修年次を指定しない。また、両課程とも長期履修の学生については、別に定める。

2 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科又は他の大学院の授業科目を履修することができる。ただし、他の大学院で履修した単位の認定は15単位を限度とする。

3 北海学園大学大学院学則24条の2に基づき、入学生または転入学生が他の大学院で履修して修得した単位の認定については、15単位を限度として本研究科委員会が行う。

4 第2項および第3項により認定を受けた単位数のうち、本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは合計して20単位を限度とする。ただし、博士(後期)課程の学生にあつては合計して12単位を限度とする。

第5条 大学院設置基準第14条に基づき入学した社会人特例学生は、在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

2 修士課程の社会人特例学生が昼間開講科目を修得できる単位数は、原則として16単位、また博士(後期)課程の学生は、6単位をこえないものとする。

第6条 学生は、学年の始めに指導教授の指導を受けて履修科目を定め、所定の手続きにより、指定された期間に履修登録を行わなければならない。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき授業科目を履修する場合は、あらかじめ本研究科委員会に願い出て、許可を受けなければならない。

2 履修登録した授業科目の変更は、認めない。

3 成績の判定は、履修登録した授業科目についてのみ行う。

第7条 北海学園大学大学院学則第19条の3第2項により履修した北海学園大学(以下「本大学」という。)の学部の授業科目の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

第8条 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月20日までとし、博士論文の提出期限は、博士(後期)課程第3年次以降、毎学年12月5日までとする。ただし、修士課程については、在学期間2年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月25日までに提出するものとし、博士(後期)課程については、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月25日までに提出するものとする。ただし、両課程とも長期履修の学生については別に定める。

2 修士論文及び博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に履歴書2通を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文及び博士論文は、正1通、副3通を提出するものとする。

第9条 所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された論文を中心として口頭又は筆記による最終試験を行う。

第10条 教員の異動，長期にわたる外国出張，その他やむをえない事情のあるときは，本研究科委員会の議を経て，適宜の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は，平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和3年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院経営学研究科規則

第1条 本規則は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第5項により経営学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第2条 本研究科に修士課程及び博士(後期)課程を置き、専攻を経営学専攻とする。本研究科は、建学の精神(自由で不屈な開拓者精神)に則り、学部での「組織を中心とした経営学教育」、「実践志向の経営学教育」、「グローバルな視点に立つ経営学教育」、「情報分析を重視した経営学教育」、「人間行動の側面を重視した経営学教育」の教育方針を踏まえ、専門的な学術の理論を教授し、専攻分野における研究能力を養うとともに、21世紀の国際社会及び地域経済社会に貢献する学識豊かな高度職業人の育成を目的とする。

2 修士課程は、学部での基本原理の修得と実践への適用能力を基礎に、さらに高度な専門性、総合性、実践性を専攻分野において教授し、課題を探究し、解決する能力を備えた実践的研究者及び高度職業人を育成することを目的とする。

3 博士(後期)課程は、修士課程で修得した課題探究能力及び実践的問題解決能力を基礎に、既存原理への問題提起や新原理の探究を行う高度な研究能力を有する学識豊かな実践的研究者及び指導的な高度職業人を育成することを目的とする。

第3条 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各項に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

2 大学院学則第9条第1項第7号による入学資格は、本研究科で別に定める。

第4条 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

第5条 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1の2及び同別表第2の2とし、その履修方法等については、大学院学則の定めによるほか、別に定める「経営学研究科履修規程」及び「経営学研究科長期履修の取扱いに関する内規」によるものとする。

ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき、認定単位数を定める場合は、その定めによる。

2 北海学園大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、許可することができる。

第6条 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第7条 修士(経営学)の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士(経営学)の学位は、大学院学則第27条第2項に定められた修了要件、又は同第28条第2項に定められた要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

第8条 本研究科修士課程の授業科目中1科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生としてこれを許可することができる。

第9条 本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の教育に支障がない限り、本研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第10条 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

第11条 研究指導を受けようとする大学院修士課程修了者又は博士(後期)課程修了者若しくは単位取得満期退学者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

第12条 前4条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

北海学園大学大学院経営学研究科履修規程

第1条 本規程は、北海学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第19条の3第1項により、経営学研究科（以下「本研究科」という。）の研究指導及び履修に関する事項を定める。

第2条 修士課程の標準修業年限は2年、博士（後期）課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第4条の2第4項により長期履修の期間（以下「長期履修期間」という。）は、修士課程3年、博士（後期）課程5年とする。長期履修にかかわる取扱いは、「経営学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

3 学生は、修士課程には4年、博士（後期）課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本研究科に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第3条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上、博士（後期）課程にあつては14単位以上を修得しなければならない。ただし、両課程ともに論文指導の各授業科目を修了要件に含めることはできない。

2 学生は、本規程第8条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第4条 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義及び演習Ⅰを1年次に、演習Ⅱを2年次に履修しなければならない。ただし、第2条第4項の適用を受けた者については、履修年次を指定しない。また、博士（後期）課程の学生は、指導教授の担当する特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを1年次に、特殊研究Ⅲを2年次に、特殊研究Ⅳを3年次に履修しなければならない。

2 修士課程の学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科又は他の大学院の授業科目を履修することができる。

ただし、本項の規定により履修した授業科目の単位のうち本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは、15単位を限度とする。

3 大学院学則第24条の2により認定を受けた単位数は、前項により与えることのできる単位数とは別に15単位を限度とする。

4 第2項及び第3項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第5条 大学院設置基準第14条に基づき入学した社会人特例学生は、在学期間の全期間にわたって夜間及び土曜日全日で履修することができる。

2 前項の学生が土曜日を除く昼間開講科目を修得できる単位数は、原則として修士課程にあつては12単位、また博士にあつては6単位をこえないものとする。

第6条 学生は、学年の始めに指導教授の指導を受けて履修科目を定め、所定の手続きにより、指定された期間に履修登録を行わなければならない。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき授業科目を履修する場合は、あらかじめ本研究科委員会に願い出て、許可を受けなければならない。

2 履修登録した授業科目の変更は、認めない。

3 成績の判定は、履修登録した授業科目についてのみ行う。

第7条 大学院学則第19条の3第2項により履修した北海学園大学（以下「本大学」という。）の学部授業科目の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

第8条 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月20日までとし、博士論文の提出期限は、博士（後期）課程3年次以降、毎学年12月5日までとする。ただし、修士課程については、在学期間2年を超えてなお在学し、かつ、9月の修了を希望する者は、毎学年6月20日までに提出できるものとし、博士（後期）課程については、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月の修了を希望する者は、毎学年6月5日までに提出できるものとする。

2 修士論文及び博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に履歴書2通を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文及び博士論文は、正1通、副2通を提出するものとする。

第9条 所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された論文を中心として口頭又は筆記による最終試験を行う。

第10条 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情のあるときは、本研究科委員会の議を経て、適宜の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院法学研究科規則

第1条 本規則は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第5項により法学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第2条 本研究科に修士課程を置き、専攻を法律学専攻と政治学専攻とする。

2 本研究科に博士(後期)課程を置き、専攻を法律学専攻と政治学専攻とする。

3 本研究科の科長は、博士(後期)課程の専任教員より選出されるものとする。

第3条 法学研究科の法律学専攻及び政治学専攻の教育・研究上の目的を以下のとおり定める。

(1) 法律学専攻

社会人を含めた知的探究心のある人々に広く門戸を開き、現代法学の基礎的領域に関する広く深い素養及び高度な専門的能力を有する人材を育成するとともに、わが国及び国際社会における複雑かつ困難な法的問題を予防し解決するために必要とされる総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

(2) 政治学専攻

社会人を含めた知的探求心のある人々に広く門戸を開き、現代政治学の基礎的領域の広く深い素養及び高度な専門的能力を有する人材を育成するとともに、地域に根ざした民主主義を推進するために必要な北海道を始めとする地域社会の政治分析に加え、国内のみならず国際社会をも含めた幅広い政治現象に対する総合的分析能力及び批判的検討能力を陶冶し、もって人類社会に貢献することを目的とする。

第4条 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各項に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

第5条 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

第6条 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1の3法学研究科の(1)法律学専攻及び(2)政治学専攻並びに同別表第2の3法学研究科の(1)法律学専攻及び(2)政治学専攻のとおりとする。その履修方法等については、大学院学則の定めによるほか、別に定める「法学研究科履修規程」及び「法学研究科長期履修の取扱いに関する内規」によるものとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき、認定単位数を定める場合は、その定めによる。

2 学生が、学部の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を受け、学部規則所定の手続きを経なければならない。

第7条 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第8条 修士(法学)又は修士(政治学)の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士(法学)又は博士(政治学)の学位は、大学院学則第27条第2項に定められた修了要件、又は第28条第2項に定められた要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

第9条 本研究科の授業科目中1科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生としてこれを許可することができる。

第10条 本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の教育に支障がない限り、本研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第11条 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

第12条 研究指導を受けようとする大学院修士課程修了者又は博士(後期)課程修了者若しくは単位取得満期退学者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

第13条 前4条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院法学研究科履修規程

第1条 修士課程の標準修業年限は2年、博士(後期)課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第4条の2第4項により長期履修の期間(以下「長期履修期間」という。)は、修士課程3年、博士(後期)課程5年とする。長期履修にかかわる取扱いは、「法学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

3 学生は修士課程には4年、博士(後期)課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本研究科に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第2条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上、博士(後期)課程にあつては12単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、第8条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第3条 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位を1年次で、指導教授の担当する演習8単位(単年度で演習8単位は履修できない)を履修しなければならない。ただし、大学院設置基準第14条による教育方法の特例対象となる学生(以下「社会人特例学生」という。)は、指導教授の担当する演習については、4単位の履修で足りる。

2 前項の規定にかかわらず、第1条第4項の規定により、修士課程の在学期間の短縮が認められた学生については、前項の指導教授の担当科目の履修年次の指定及び単年度における履修単位数の制限は、適用しないものとする。

3 博士(後期)課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位を各年次ごとに履修しなければならない。ただし、博士(後期)課程の学生が大学院学則第24条第3項により外国の大学院で修得した単位のうち4単位は、指導教授及び研究科委員会の承認を得て指導教授の講義の単位と認定することができる。

4 学生が指導教授以外の担当する演習を履修する場合には、あらかじめ担当教員の許可を受けるものとする。

5 本研究科修士課程の他専攻授業科目については、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、相互に12単位まで、博士(後期)課程の他専攻授業科目については、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、相互に4単位まで履修することができる。

6 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科又は他の大学院若しくは北海学園大学(以下「本大学」という。)の学部の授業科目を履修することができる。ただし、本項の規定により履修した他の研究科又は他の大学院の授業科目の単位のうち、本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは、15単位を限度とする。

7 前項の規定により履修した本大学における学部の授業科目の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

第4条 社会人特例学生は、在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

第5条 学生は、学年の始めに、その年度に履修する授業科目を所定の方式にしたがって登録しなければならない。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき登録の時期を別に定める場合は、この限りでない。

2 履修登録した授業科目の変更は、認めない。

3 成績の判定は、履修登録した授業科目についてのみ行う。

第6条 本研究科に入学した学生が、入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、本研究科が教育上有益と認めるときは、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により認定を受けることのできる単位数は、15単位を限度とする。

第7条 本研究科委員会は、転入学生が他の大学院で履修して修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)について相当と認めるときは、15単位を限度として本研究科所定の単位とみなすことができる。

第7条の2 本研究科委員会が第3条第6項、第6条第2項及び前条で認定できる単位数は、合わせて

20 単位を超えないものとする。

第8条 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月14日までとし、博士論文の提出期限は、博士(後期)課程第3年次以降、毎学年12月5日までとする。ただし、修士課程については、在学期間2年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月25日までに提出できるものとし、博士(後期)課程については、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年5月15日までに提出できるものとする。

2 修士論文及び博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に履歴書2通を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文及び博士論文は、正1通、副3通を提出するものとする。

第8条の2 大学院学則第28条第2項に定める博士の学位授与を受けようとする者の論文提出期限は、毎学年5月15日又は12月5日までとする。

第9条 所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された論文を中心として口頭又は筆記による試験を行う。

第10条 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情のあるときは、本研究科委員会の議を経て、適宜の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院文学研究科規則

第1条 本規則は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第5項により文学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第2条 本研究科に修士課程を置き、専攻を日本文化専攻と英米文化専攻とする。

2 本研究科に博士(後期)課程を置き、専攻を日本文化専攻と英米文化専攻とする。

3 日本文化専攻は、暮らしのかたちである文化を己の目でみつめ、己の心に根ざした思いを問い質す営みをおし、日本文化の創造的発展を担い人物の養成を目的とする。英米文化専攻は、ヨーロッパ社会が生み育てた近代文明を根底から問う営みをおし、日本文化を創造的に覚醒し人物の養成を目的とする。

4 本研究科の科長は、博士(後期)課程の専任教員より選出される。

第3条 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各号に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

第4条 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

第5条 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1の4文学研究科(1)日本文化専攻及び(2)英米文化専攻並びに同別表第2の4文学研究科(1)日本文化専攻及び(2)英米文化専攻とし、履修に関する事項については、別に定める。

ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき、認定単位数を定める場合は、その定めによる。

2 北海学園大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、許可することができる。

第6条 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第7条 修士(文学)の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士(文学)の学位は、大学院学則第27条第2項に定められた修了要件又は第28条第2項に定められた要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

第8条 本研究科修士課程の授業科目中1科目又は数科目の聴講を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生としてこれを許可することができる。

第9条 本研究科修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の教育に支障がない限り、本研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第10条 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

第11条 研究指導を受けようとする大学院修士課程修了者又は博士(後期)課程修了者若しくは単位修得満期退学者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

第12条 前4条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

第13条 国費外国人留学生の受入れに関する事項は、本規則の規定にかかわらず、実施機関の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する平成24年4月1日施行の大学院学則別表第1の4（1）は、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する平成28年4月1日施行の大学院学則別表は、平成27年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する平成30年4月1日施行の大学院学則別表第1の4（2）は、平成27年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する平成31年4月1日施行の大学院学則別表第1の4（2）は、平成27年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する令和3年4月1日施行の大学院学則別表第1の4（1）は、平成27年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本規則第5条第1項に規定する令和5年4月1日施行の大学院学則別表第2の4（2）は、平成27年度入学生から適用する。

北海学園大学大学院文学研究科履修規程

第1条 本規程は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第19条の3第1項により、文学研究科(以下「本研究科」という。)の研究指導及び履修に関する事項を定める。

第2条 修士課程の標準修業年限は2年、博士(後期)課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第4条の2第4項により長期履修の期間は、修士課程3年、博士(後期)課程5年とする。長期履修にかかわる取扱いは、「文学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

3 学生は、修士課程には4年、博士(後期)課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本研究科に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第3条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては32単位以上、博士(後期)課程にあつては12単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、定められた期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

第4条 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位及び演習計8単位(1～2年次開講)を必修科目とし、博士(後期)課程の学生は、指導教授の担当する特殊研究計12単位(1～3年次開講)を必修科目とする。

2 学生は、指導教員以外の演習を履修する場合には、あらかじめ担当教員の許可を受けなければならない。但し、指導教員以外の演習の履修は8単位までとする。

3 本研究科修士課程の他専攻授業科目については、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、本研究科修了に必要な単位として上限なく履修することができる。

4 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。但し、本項の規定により履修した授業科目の単位のうち本研究科修了に必要な単位として認められるのは、15単位を限度とする。

5 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、北海学園大学(以下「本大学」という。)の学部の授業科目を履修することができる。但し、本項の規定により履修した本大学の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

第5条 大学院学則第25条に基づき教育方法の特例で入学した学生(以下「社会人学生」という)は、在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

第6条 学生は、学年の始めに指導教授の指導を受けて履修科目を定め、所定の手続きにより、指定された期間に履修登録をおこなわなければならない。但し、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき授業科目を履修する場合は、あらかじめ本研究科委員会に願い出て、許可を受けなければならない。

2 大学院学則第15条第1項及び第3項に基づいて後期から翌年度の前期の終わりまで休学する学生が、休学前に履修していた通年科目を復学年度の後期に引き続き履修する場合(継続履修)の取扱いは、「文学研究科継続履修内規」の定めによる。

第7条 転入学生が他の大学院で履修して修得した単位の認定については、15単位を限度として本研究科委員会が行う。

2 第4条第4項及び前1項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第8条 修士論文の提出期限は、原則として、毎年1月10日までとし、博士論文の提出期限は、毎年12月10日までとする。ただし、第2条の標準修業年限を越えて在学し、第3条1項に定められた単位を前年度中に修得し、必要な研究指導を受けており、かつ、9月修了を希望する者は、原則として、修士論文の提出期限を毎年7月10日とし、博士論文の提出期限を毎年6月10日とする。

2 修士論文又は博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に正1通、副2通に履歴書2通を添えて研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院学則第28条第2項に定める博士の学位を受けようとする者の論文提出期限は、原則として毎年6月10日又は12月10日までとする。

第10条 所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された論文を中心として口頭又は筆記による最終試験を行う。

第11条 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情のあるときは、本研究科委員会の議を経て、適宜の措置を講じることができる。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院工学研究科規則

第1条 本規則は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第5項により工学研究科(以下「本研究科」という。)に関する事項を定める。

第2条 本研究科に修士課程及び博士(後期)課程を置き、専攻は次のとおりとする。

修士課程

建設工学専攻

電子情報生命工学専攻

博士(後期)課程

建設工学専攻

電子情報生命工学専攻

第3条 本研究科は、建設工学専攻分野及び電子情報生命工学専攻分野における基礎的・応用的な専門知識と技術を身に付け、人間社会と地球の未来を見渡す広い視野を持ち、創造性豊かな研究者・技術者として、新しい科学技術の研究開発やその具体的実現を積極的に担っていく人材の育成を目指す。

第4条 本研究科に入学できる者は、大学院学則第9条各項に該当する者で、本研究科の行う選考に合格した者とする。

第5条 大学院学則第11条又は第12条に該当する者が、本研究科に転入学又は再入学を願い出た場合は、選考のうえ入学を許可することができる。

第6条 本研究科の授業科目及び単位は、大学院学則別表第1のうち、5工学研究科(1)建設工学専攻、(2)電子情報生命工学専攻及び同別表第2のうち、5工学研究科(1)建設工学専攻、(2)電子情報生命工学専攻のとおりとし、その履修方法等については、大学院学則の定めによるほか、別に定める「工学研究科履修規程」及び「工学研究科長期履修の取扱いに関する内規」によるものとする。
2 本大学の学部の授業科目の履修を希望する学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、許可することができる。

第7条 大学院学則第23条により、学生の指導教授は、本研究科委員会が定める。本研究科委員会は、特別な理由がある場合には、指導教授を変更することができる。

第8条 修士(工学)の学位は、大学院学則第27条第1項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

2 博士(工学)の学位は、大学院学則第27条第2項、第3項及び第4項、又は同第28条第2項に定められた修了要件をみたした者について、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会で認証のうえ授与する。

第9条 本研究科の授業科目のうち、一又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、本研究科委員会の議を経て、聴講生又は科目等履修生としてこれを許可することができる。

第10条 特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする他大学大学院の学生があるときは、本研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の単位の修得については、大学院学則第26条を準用する。

第11条 研究指導を受けようとする大学院修士課程又は博士(後期)課程修了者があるときは、本研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

第12条 前3条の許可は、学期又は学年ごとに行う。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院工学研究科履修規程

第1条 修士課程の標準修業年限は2年、博士(後期)課程の標準修業年限は3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第4条の2第4項により長期履修の期間は、修士課程3年、博士(後期)課程5年とする。長期履修にかかわる取扱いは、「工学研究科長期履修の取扱いに関する内規」に定める。

3 学生は、修士課程には4年、博士(後期)課程には6年をこえて在学することはできない。

4 修士課程の在学期間に関しては、本研究科に入学する前に修得した単位数、その修得に要した期間その他を勘案し本研究科の修士課程の一部を履修したものと認められるときは、1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第2条 学生は、在学期間中に所定の授業科目を履修し、修士課程にあつては30単位以上(特別研究6単位、ゼミナール6単位、その他の授業科目から18単位以上)、博士(後期)課程にあつては14単位以上(特殊研究6単位、講義8単位以上)を修得しなければならない。

2 学生は、第7条に定める期間内に修士論文又は博士論文を研究科長に提出しなければならない。

3 大学院学則第27条第1項に基づき修士論文に代えて特定の課題についての研究の成果(以下「修士特定課題研究」という。)を提出することができる。

4 前項の場合、本規程における「修士論文」を「修士特定課題研究」と読み換えるものとする。

第3条 修士課程の学生は、指導教授の担当する講義2単位、ゼミナール6単位、特別研究6単位、また博士(後期)課程の学生は、指導教授の担当する講義4単位、特殊研究6単位を修得しなければならない。

2 学生は、指導教授及び本研究科委員会の承認を得て、他の研究科又は他の大学院若しくは北海学園大学(以下「本大学」という。)の学部の授業科目を履修することができる。ただし、本項の規定により履修した他の研究科又は他の大学院の授業科目の単位のうち、本研究科課程修了に必要な単位として認められるのは、15単位を限度とする。

3 前項の規定により履修した本大学の学部の授業科目の単位修得の認定は、本大学の学則に基づいて行うものとする。

4 大学院学則第24条の2に基づき、入学生又は転入学生が他の大学院で履修して修得した単位の認定については、15単位を限度として本研究科委員会が行う。

5 大学院学則第24条の3に基づき、第2項及び第4項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

6 修士課程の学生は、指導教授の承認を得て、他の専攻及び他の系の授業科目を、10単位を限度として履修することができる。修得した単位は、修了に必要な単位及び第3条第1項の単位に含む。

第4条 学生は、学年の始めに、その年度に履修する授業科目を所定の方式にしたがって登録しなければならない。

2 履修登録した授業科目の変更は、原則として認めない。

3 成績の判定は、履修登録した授業科目についてのみ行う。

第5条 大学院学則第25条に基づき教育方法の特例で入学した学生(「社会人特例学生」という)は、在学期間の全期間にわたって夜間で履修することができる。

第6条 修士論文の提出期限は、修士課程第2年次以降、毎学年1月20日までとし、博士論文の提出期限は、博士(後期)課程第3年次以降、毎学年12月5日までとする。ただし、修士課程については、在学期間2年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月25日までに提出できるものとし、博士(後期)課程については、在学期間3年を超えてなお在学し、かつ、9月修了を希望する者は、毎学年6月15日までに提出できるものとする。

2 修士論文及び博士論文は、指導教授の指導を受けて作成し、定められた期間内に履歴書2通を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文及び博士論文は、正1通、副3通を提出するものとする。

第7条 大学院学則第28条第2項に定める博士の学位を受けようとする者の論文提出期限は、毎年6月15日又は12月5日までとする。

第8条 所定の単位を修得し、かつ修士論文又は博士論文を提出した者につき、提出された修士論文又

は博士論文の審査を行い，さらに修士論文又は博士論文を中心として口頭又は筆記による試験を行う。
第9条 教員の異動，長期にわたる外国出張，その他やむをえない事情のあるときは，本研究科委員会の議を経て，適宜の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は，平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院研究生規程

第1条 北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第39条に基づき、研究生に関する事項を定める。

第2条 研究生を志願することができる者は、つぎの各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院修士課程又は博士(後期)課程を修了した者
- (2) 大学院専門職学位課程を修了した者
- (3) 志願する研究科において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

第3条 研究生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事由があるときはこの限りでない。

第4条 研究生を志願する者は、所定の願書に、大学院学則別表第5の1に定める審査料を添えて、志願する研究科に提出しなければならない。

第5条 研究生の選考は、志願をした研究科で行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 研究生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、大学院学則別表第5の1に定める受講料等を納入し、所定の手続きを完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

2 前項の受講料等のほか、必要に応じ研究実費を納入させることができる。

第7条 研究生の在学期間は、原則として入学日からその年度末までとする。ただし、引き続き在学の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、在学期間の延長を許可することができる。

第8条 研究生は、指導教員の指導をうけて研究に従事するものとする。

2 指導教員は、その研究科の授業科目を担当する専任の教員とする。

第9条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科の授業に担当教員の許可を得て出席することができる。

第10条 研究科が必要と認めるときは、研究生のための特別な講座を設けることができる。

第11条 研究科長は、研究生の願い出により、研究証明書を交付することができる。

第12条 研究生が退学しようとするときは、退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第13条 研究生について、本規程に規定のない事項については、大学院学則を準用する。
ただし、第5章の規定は除く。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

了解事項

- 1 第7条に定める在学期間は、研究科においてこれを定める。
- 2 第10条に定める講座については、大学院学生等の聴講を認めることがある。
聴講料については別に定める。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院法務研究員規程

(趣 旨)

第1条 北海学園大学大学院学則第40条第2項に基づき、法務研究員（以下「研究員」という。）に関する事項を定める。

(資 格)

第2条 研究員に応募することができる者は、本学法科大学院を修了し、司法試験を受験するために引き続き本学の施設等を使用して自学・自習を希望する者である。

2 研究員は、施設・図書の利用について、原則として在学中と同等の便宜を受ける。

(時 期)

第3条 研究員となる時期は、4月及び10月とする。

(応 募)

第4条 研究員を希望する者は、所定の願書を、法学研究科に提出しなければならない。

(許 可)

第5条 研究員の応募があるときは、法学研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

2 前項の規定により許可された研究員は、所定の期日までに大学院学則別表第5の2に定める施設設備利用料を納入しなければならない。

(期 間)

第6条 研究員の期間は、各年度の前期（4月から9月末まで）または後期（10月から3月末まで）の半年間とし、更新することができる。ただし、司法試験受験機会を失った者は除く。

(自習室)

第7条 研究員は、自習室を使用することができる。

(身分取消し)

第8条 研究員が、研究員として適切な施設の利用をしていないとき、研究員としての本分に反する行為を行ったときは、法学研究科委員会の議を経て、学長は、研究員の身分を取消することができる。なお、その場合、すでに納めた施設設備利用料は返還しない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院委託生規程

第1条 北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第41条に基づき、委託生の取扱いを
つぎのように定める。

第2条 委託生を志願することのできる者は、つぎの各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 志願する研究科において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

第3条 委託生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

第4条 委託生を願い出る者は、所定の願書に大学院学則別表第5の3に定める入学検定料を添えて、
志願する研究科に提出しなければならない。

第5条 委託生については、各研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 委託生が、指定された期限内に、大学院学則別表第5の3に定める受講料等を納入して所定
の手続きを完了したとき、合格した委託生に対して、学長は入学の許可を与える。

2 前項の受講料等のほか、研究に必要な費用を納入させることができる。

第7条 委託生の在学期間は、原則として1年とする。ただし、委託生の願い出により、研究科委員
会の議を経て、在学期間の延長を許可することができる。

第8条 委託生は、指導教員の指導をうけて研究するものとする。

第9条 研究科委員会が必要と認めるときは、委託生のための特別な講座を設けることができる。

第10条 研究科委員会が必要と認めるときは、委託生の願い出により、委託修了証明書及び委託受講
証明書を交付することができる。

第11条 委託生が退学するとき、委託者は研究科に所定の退学願を提出し、研究科委員会の議を経
て、学長の許可を受けなければならない。

第12条 委託生については、本規程に規定のない事項については、大学院学則(ただし、第5章は除く。)
を準用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院科目等履修生規程

第1条 北海学園大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第43条の2第2項に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

第2条 科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和28年2月7日文部省告示第5号)で文部科学大臣が指定した者
- (4) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 教育職員の専修免許状授与の所要資格を得るに必要な授業科目を履修するために科目等履修生を志願することのできる者は、教育職員免許法別表第3により、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を有し、かつ、一種免許状を取得後に3年以上の教育職員の在職年数を有する者とする。

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年の始めとする。

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の各号に定める書類に、大学院学則別表第5の6に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 科目等履修生入学出願理由書
- (3) 最終学校の成績証明書及び卒業証明書
- (4) 科目等履修生カード

2 第2条第2項に基づき志願する者は、前項各号に掲げる書類のほか、中学校教諭一種又は高等学校教諭一種の教育職員免許状授与証明書及び中学校教諭一種又は高等学校教諭一種の免許状取得後3年以上の教育職員の在職年数を証明する書類に、大学院学則別表第5の6に定める入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

第5条 科目等履修生の選考は、志願をした研究科で行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

第6条 科目等履修生の選考に合格した者のうち、指定期日までに、大学院学則別表第5の6に定める入学金及び受講料等の納入金を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

第7条 科目等履修生が履修できる期間は、許可した年度に限るものとする。

第8条 科目等履修生が履修することのできる授業科目は、本大学院学生の教育に支障のない限り、研究科が許可するものとする。

第9条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、研究科の定めるところによる。

第10条 科目等履修生は、その履修した授業科目につき、試験に合格したうえで単位の認定を受けることができる。

2 修得単位の認定は、科目等履修生を選考した研究科で行い、研究科委員会の議を経て、決定する。

3 合格した授業科目については、本人の願出により、単位修得証明書又は科目等履修生証明書を交付することができる。

第11条 科目等履修生が退学しようとするときは、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第12条 科目等履修生が、本大学院の学則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長は、科目等履修生の許可を取り消すものとする。

第13条 科目等履修生について、本規程で定めるもののほかは、本大学院の学則(ただし、第27条、第28条の規定を除く。)その他本大学院の学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海学園大学大学院授業料等に関する規程

第1条 この規程は、北海学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第32条及び第33条に基づき授業料等納入金に関する事項を定める。

第2条 北海学園大学大学院の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費(以下「授業料等」という。)及び入学検定料は、大学院学則別表第4に掲げる額とする。

第3条 授業料等の納入期限は、大学院学則別表第4に掲げる期日とする。

2 9月修了を認められた者は、第2期分の授業料、教育充実費及び実験実習費を免除する。

第4条 退学、転学、休学を許可、又は、命じられたものの授業料等は、その期分までを納入し、また、復学を許可された者は、その期分から納入しなければならない。

第5条 納入期日を経過してもなお納入しない学生は、大学院学則第17条により除籍とする。

第6条 経済等の事情により授業料等を定められた期日までに納入が困難な場合は、納入期限の10日前までに所定の学費延納願を学費支給者連署の上提出し許可を得なければならない。

第7条 大学院学則第39条、第40条、第41条、第42条、第43条及び第43条の2に基づく研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生及び科目等履修生に係る入学金、受講料、施設設備利用料、実験実習費及び入学検定料又は審査料は、大学院学則別表第5に掲げる額とする。

2 前項の入学金、受講料、施設設備利用料、実験実習費は所定の期日までに納入しなければならない。所定の期日までに納入しない場合は、入学を許可しない。

3 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

第8条 大学院学則第11条、第12条、第15条及び第17条に基づく転入学、再入学、復学及び復籍の授業料等、入学検定料、復学科料、再入学及び復籍料は、次のとおりとする。

	転入学	復学	再入学・復籍
入学金	大学院学則別表第4に掲げる入学金と同額	—	大学院学則表第4に掲げる入学金と同額
授業料 教育充実費 実験実習費	転入学年次の額	復学年次の額	再入学・復籍年次の額
入学検定料	大学院学則別表第4に掲げる入学検定料と同額	—	—
復学科料	—	大学院学則表第4に掲げる入学検定料の1/2	—
再入学及び復籍料	—	—	大学院学則表第4に掲げる入学検定料と同額

2 前項の入学金、復学科料並びに再入学及び復籍料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 大学院学則第15条第4項に基づき休学した者が第2学期より復学するときは、復学科料、第2学期分の授業料、教育充実費(50,000円、ただし、第25条に基づく特例学生は30,000円)及び実験実習費の2分の1の額を納入しなければならない。

第9条 既納の授業料等納入金は、これを返還しない。

第10条 本規程に定めるもののほか、授業料等及びその他納付金の徴収について必要な事項は、学長がこれを定める。

附則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

北海学園大学大学院担当教員資格基準に関する規程

第1条 本学大学院学則第36条第3号に基づき、各研究科に次の資格審査基準を設けるものとする。

第2条 大学院の研究指導担当者の資格は、原則として、次のいずれかに該当する大学教員である者とする。

2 修士課程を担当する教員にあつては、次のいずれかに該当し、担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が(1)に準ずると認められる者
- (3) 計画・設計・デザイン等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (4) 専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

3 博士(後期)課程を担当する教員にあつては、次のいずれかに該当し、担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (2) 研究上の業績が(1)に準ずると認められる者
- (3) 専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第3条 各研究科は、次の各項のいずれかに該当する者を大学院の授業及び研究指導担当者に選任することができるものとする。

2 修士課程にあつては、教授又は准教授の職にある者であつて、前条第2項に該当すると認められる者とする。

3 博士(後期)課程にあつては、原則として、教授の職にある者であつて、前条第3項に該当すると認められる者とする。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

(修士課程)

1 経済学研究科

授 業 科 目	単位数	備考
経済政策総論特殊講義	4	
経済政策総論特殊講義演習 1	4	
経済政策総論特殊講義演習 2	4	
経済政策史特殊講義 I	4	
経済政策史特殊講義 I 演習 1	4	
経済政策史特殊講義 I 演習 2	4	
経済政策史特殊講義 II	4	
経済政策史特殊講義 II 演習 1	4	
経済政策史特殊講義 II 演習 2	4	
産業政策特殊講義	4	
産業政策特殊講義演習 1	4	
産業政策特殊講義演習 2	4	
農業政策特殊講義	4	
農業政策特殊講義演習 1	4	
農業政策特殊講義演習 2	4	
商業政策特殊講義	4	
商業政策特殊講義演習 1	4	
商業政策特殊講義演習 2	4	
流通経済論特殊講義	4	
流通経済論特殊講義演習 1	4	
流通経済論特殊講義演習 2	4	
中小企業政策特殊講義	4	
中小企業政策特殊講義演習 1	4	
中小企業政策特殊講義演習 2	4	
金融政策特殊講義 I	4	
金融政策特殊講義 I 演習 1	4	
金融政策特殊講義 I 演習 2	4	
金融政策特殊講義 II	4	
金融政策特殊講義 II 演習 1	4	
金融政策特殊講義 II 演習 2	4	
開発政策特殊講義 I	4	
開発政策特殊講義 I 演習 1	4	
開発政策特殊講義 I 演習 2	4	
開発政策特殊講義 II	4	
開発政策特殊講義 II 演習 1	4	
開発政策特殊講義 II 演習 2	4	
環境政策特殊講義	4	

環境政策特殊講義演習 1	4
環境政策特殊講義演習 2	4
環境經濟論特殊講義	4
環境經濟論特殊講義演習 1	4
環境經濟論特殊講義演習 2	4
社会政策特殊講義	4
社会政策特殊講義演習 1	4
社会政策特殊講義演習 2	4
労働政策特殊講義	4
労働政策特殊講義演習 1	4
労働政策特殊講義演習 2	4
社会保障論特殊講義	4
社会保障論特殊講義演習 1	4
社会保障論特殊講義演習 2	4
労働經濟論特殊講義	4
労働經濟論特殊講義演習 1	4
労働經濟論特殊講義演習 2	4
理論經濟学特殊講義 I	4
理論經濟学特殊講義 I 演習 1	4
理論經濟学特殊講義 I 演習 2	4
理論經濟学特殊講義 II	4
理論經濟学特殊講義 II 演習 1	4
理論經濟学特殊講義 II 演習 2	4
理論經濟学特殊講義 III	4
理論經濟学特殊講義 III 演習 1	4
理論經濟学特殊講義 III 演習 2	4
經濟学原理特殊講義	4
經濟学原理特殊講義演習 1	4
經濟学原理特殊講義演習 2	4
社会經濟学特殊講義 I	4
社会經濟学特殊講義 I 演習 1	4
社会經濟学特殊講義 I 演習 2	4
社会經濟学特殊講義 II	4
社会經濟学特殊講義 II 演習 1	4
社会經濟学特殊講義 II 演習 2	4
經濟学史特殊講義	4
經濟学史特殊講義演習 1	4
經濟学史特殊講義演習 2	4
社会思想史特殊講義 I	4
社会思想史特殊講義 I 演習 1	4
社会思想史特殊講義 I 演習 2	4

社会思想史特殊講義Ⅱ	4	
社会思想史特殊講義Ⅱ演習1	4	
社会思想史特殊講義Ⅱ演習2	4	
社会思想史特殊講義Ⅲ	4	
社会思想史特殊講義Ⅲ演習1	4	
社会思想史特殊講義Ⅲ演習2	4	
財政学特殊講義	4	
財政学特殊講義演習1	4	
財政学特殊講義演習2	4	
地方財政論特殊講義	4	
地方財政論特殊講義演習1	4	
地方財政論特殊講義演習2	4	
税制論特殊講義	4	平成30年度入学生から適用
税制論特殊講義演習1	4	平成30年度入学生から適用
税制論特殊講義演習2	4	平成30年度入学生から適用
税法特殊講義	4	平成30年度入学生から適用
税法特殊講義演習1	4	平成30年度入学生から適用
税法特殊講義演習2	4	平成30年度入学生から適用
日本経済論特殊講義	4	
日本経済論特殊講義演習1	4	
日本経済論特殊講義演習2	4	
地域経済論特殊講義Ⅰ	4	
地域経済論特殊講義Ⅰ演習1	4	
地域経済論特殊講義Ⅰ演習2	4	
地域経済論特殊講義Ⅱ	4	
地域経済論特殊講義Ⅱ演習1	4	
地域経済論特殊講義Ⅱ演習2	4	
都市政策特殊講義	4	
都市政策特殊講義演習1	4	
都市政策特殊講義演習2	4	
交通政策論特殊講義	4	令和6年度入学者から適用
交通政策論特殊講義演習1	4	令和6年度入学者から適用
交通政策論特殊講義演習2	4	令和6年度入学者から適用
北海道経済史特殊講義	4	
北海道経済史特殊講義演習1	4	
北海道経済史特殊講義演習2	4	
北海道開発論特殊講義	4	
北海道開発論特殊講義演習1	4	
北海道開発論特殊講義演習2	4	
北海道経済論特殊講義	4	
北海道経済論特殊講義演習1	4	

北海道経済論特殊講義演習 2	4	
協同組合組織論特殊講義	4	
協同組合組織論特殊講義演習 1	4	
協同組合組織論特殊講義演習 2	4	
国際経済論特殊講義 I	4	
国際経済論特殊講義 I 演習 1	4	
国際経済論特殊講義 I 演習 2	4	
国際経済論特殊講義 II	4	平成27年度入学者から適用
国際経済論特殊講義 II 演習 1	4	平成27年度入学者から適用
国際経済論特殊講義 II 演習 2	4	平成27年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 I	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 I 演習 1	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 I 演習 2	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 II	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 II 演習 1	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊講義 II 演習 2	4	令和4年度入学者から適用
発展途上国論特殊講義	4	
発展途上国論特殊講義演習 1	4	
発展途上国論特殊講義演習 2	4	
国際関係論特殊講義	4	
国際関係論特殊講義演習 1	4	
国際関係論特殊講義演習 2	4	
ロシア極東社会経済論特殊講義	4	
ロシア極東社会経済論特殊講義演習 1	4	
ロシア極東社会経済論特殊講義演習 2	4	
中国社会経済論特殊講義 I	4	
中国社会経済論特殊講義 I 演習 1	4	
中国社会経済論特殊講義 I 演習 2	4	
中国社会経済論特殊講義 II	4	
中国社会経済論特殊講義 II 演習 1	4	
中国社会経済論特殊講義 II 演習 2	4	
韓国社会経済論特殊講義 I	4	
韓国社会経済論特殊講義 I 演習 1	4	
韓国社会経済論特殊講義 I 演習 2	4	
韓国社会経済論特殊講義 II	4	平成27年度入学者から適用
韓国社会経済論特殊講義 II 演習 1	4	平成27年度入学者から適用
韓国社会経済論特殊講義 II 演習 2	4	平成27年度入学者から適用
経済統計学特殊講義	4	
経済統計学特殊講義演習 1	4	
経済統計学特殊講義演習 2	4	
社会調査論特殊講義 I	4	

社会調査論特殊講義 I 演習 1	4	
社会調査論特殊講義 I 演習 2	4	
社会調査論特殊講義 II	4	
社会調査論特殊講義 II 演習 1	4	
社会調査論特殊講義 II 演習 2	4	
教育社会経済論特殊講義	4	
教育社会経済論特殊講義演習 1	4	
教育社会経済論特殊講義演習 2	4	
経済政策特殊講義 I	4	
経済政策特殊講義 II	4	
経済政策特殊講義 III	4	
論文指導 I	4	修了要件に含まない
論文指導 II	4	修了要件に含まない
寄附講座 I	2	
寄附講座 II	2	
特別講義	2～4	

2 経営学研究科

授 業 科 目	単位数	備考
アカデミック・リサーチ	2	
<組織経営関連科目>		
経営学原理特殊講義	2	
経営学原理特殊講義演習Ⅰ	4	
経営学原理特殊講義演習Ⅱ	4	
経営管理論特殊講義	2	
経営管理論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営管理論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営組織論特殊講義	2	
経営組織論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営組織論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営戦略論特殊講義	2	
経営戦略論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営戦略論特殊講義演習Ⅱ	4	
人的資源管理論特殊講義	2	
人的資源管理論特殊講義演習Ⅰ	4	
人的資源管理論特殊講義演習Ⅱ	4	
国際経営論特殊講義	2	
国際経営論特殊講義演習Ⅰ	4	
国際経営論特殊講義演習Ⅱ	4	
経営史特殊講義	2	
経営史特殊講義演習Ⅰ	4	
経営史特殊講義演習Ⅱ	4	
企業行動論特殊講義	2	
企業行動論特殊講義演習Ⅰ	4	
企業行動論特殊講義演習Ⅱ	4	
現代企業論特殊講義	2	
現代企業論特殊講義演習Ⅰ	4	
現代企業論特殊講義演習Ⅱ	4	
企業と社会特殊講義	2	
企業と社会特殊講義演習Ⅰ	4	
企業と社会特殊講義演習Ⅱ	4	
事業創造論特殊講義	2	
事業創造論特殊講義演習Ⅰ	4	
事業創造論特殊講義演習Ⅱ	4	
マーケティング戦略論特殊講義	2	
マーケティング戦略論特殊講義演習Ⅰ	4	
マーケティング戦略論特殊講義演習Ⅱ	4	
マーケティング・マネジメント特殊講義	2	
マーケティング・マネジメント特殊講義演習Ⅰ	4	
マーケティング・マネジメント特殊講義演習Ⅱ	4	
マーケティング・コミュニケーション特殊講義	2	
マーケティング・コミュニケーション特殊講義演習Ⅰ	4	
マーケティング・コミュニケーション特殊講義演習Ⅱ	4	
流通システム論特殊講義	2	

流通システム論特殊講義演習Ⅰ	4	
流通システム論特殊講義演習Ⅱ	4	
金融論特殊講義	2	
金融論特殊講義演習Ⅰ	4	
金融論特殊講義演習Ⅱ	4	
ファイナンス論特殊講義	2	
ファイナンス論特殊講義演習Ⅰ	4	
ファイナンス論特殊講義演習Ⅱ	4	
製品開発論特殊講義	2	
製品開発論特殊講義演習Ⅰ	4	
製品開発論特殊講義演習Ⅱ	4	
非営利事業論特殊講義	2	
非営利事業論特殊講義演習Ⅰ	4	
非営利事業論特殊講義演習Ⅱ	4	
組織経営特殊講義Ⅰ	2	
組織経営特殊講義Ⅱ	2	
組織経営特殊講義Ⅲ	2	
組織経営特殊講義Ⅳ	2	
組織経営特殊講義Ⅴ	2	
<組織情報関連科目>		
会計学原理特殊講義	2	
会計学原理特殊講義演習Ⅰ	4	
会計学原理特殊講義演習Ⅱ	4	
会計学特殊講義	2	
会計学特殊講義演習Ⅰ	4	
会計学特殊講義演習Ⅱ	4	
財務会計論特殊講義	2	
財務会計論特殊講義演習Ⅰ	4	
財務会計論特殊講義演習Ⅱ	4	
管理会計論特殊講義	2	
管理会計論特殊講義演習Ⅰ	4	
管理会計論特殊講義演習Ⅱ	4	
原価計算特殊講義	2	
原価計算特殊講義演習Ⅰ	4	令和5年度入学者から適用
原価計算特殊講義演習Ⅱ	4	令和5年度入学者から適用
会計監査論特殊講義	2	
経営情報論特殊講義	2	
経営情報論特殊講義演習Ⅰ	4	
経営情報論特殊講義演習Ⅱ	4	
情報システム論特殊講義	2	
情報システム論特殊講義演習Ⅰ	4	
情報システム論特殊講義演習Ⅱ	4	
情報コミュニケーション論特殊講義	2	
情報コミュニケーション論特殊講義演習Ⅰ	4	
情報コミュニケーション論特殊講義演習Ⅱ	4	
情報処理論特殊講義	2	
情報処理論特殊講義演習Ⅰ	4	

情報処理論特殊講義演習Ⅱ	4	
組織情報特殊講義Ⅰ	2	
組織情報特殊講義Ⅱ	2	
組織情報特殊講義Ⅲ	2	
組織情報特殊講義Ⅳ	2	
組織情報特殊講義Ⅴ	2	
<組織心理関連科目>		
組織心理学特殊講義	2	
組織心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
組織心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
社会心理学特殊講義	2	
社会心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
社会心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
行動意思決定論特殊講義	2	
行動意思決定論特殊講義演習Ⅰ	4	
行動意思決定論特殊講義演習Ⅱ	4	
学習心理学特殊講義	2	
学習心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
学習心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
発達心理学特殊講義	2	
発達心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
発達心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
認知心理学特殊講義	2	
認知心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
認知心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
心的障害マネジメント特殊講義	2	
心的障害マネジメント特殊講義演習Ⅰ	4	
心的障害マネジメント特殊講義演習Ⅱ	4	
臨床心理学特殊講義	2	
臨床心理学特殊講義演習Ⅰ	4	
臨床心理学特殊講義演習Ⅱ	4	
組織心理特殊講義Ⅰ	2	
組織心理特殊講義Ⅱ	2	
組織心理特殊講義Ⅲ	2	
組織心理特殊講義Ⅳ	2	
組織心理特殊講義Ⅴ	2	
<寄附講座>		
寄附講座Ⅰ	4	
寄附講座Ⅱ	2	
<論文指導>		
論文指導Ⅰ	2	終了案件に含まない、平成20年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	2	終了案件に含まない、平成20年度入学生より適用する。

3 法學研究科

(1) 法律學專攻

授 業 科 目	単位数	備考
憲法特論A I	2	
憲法特論A II	2	
憲法特論演習A I	4	
憲法特論演習A II	4	
憲法特論B I	2	
憲法特論B II	2	
憲法特論演習B I	4	
憲法特論演習B II	4	
行政法原理特論 I	2	
行政法原理特論 II	2	
行政法原理特論演習 I	4	
行政法原理特論演習 II	4	
個別行政法特論 I	2	
個別行政法特論 II	2	
個別行政法特論演習 I	4	
個別行政法特論演習 II	4	
民法原理特論 I	2	
民法原理特論 II	2	
民法原理特論演習 I	4	
民法原理特論演習 II	4	
民法債權特論 I	2	
民法債權特論 II	2	
民法債權特論演習 I	4	
民法債權特論演習 II	4	
民法契約特論 I	2	
民法契約特論 II	2	
民法契約特論演習 I	4	
民法契約特論演習 II	4	
民法物權特論 I	2	
民法物權特論 II	2	
民法物權特論演習 I	4	
民法物權特論演習 II	4	
比較民法特論 I	2	
比較民法特論 II	2	
比較民法特論演習 I	4	
比較民法特論演習 II	4	
損害賠償法特論 I	2	
損害賠償法特論 II	2	
損害賠償法特論演習 I	4	
損害賠償法特論演習 II	4	
企業法特論 A I	2	
企業法特論 A II	2	
企業法特論演習 A I	4	

企業法特論演習 A II	4
企業法特論 B I	2
企業法特論 B II	2
企業法特論演習 B I	4
企業法特論演習 B II	4
商取引法特論 I	2
商取引法特論 II	2
商取引法特論演習 I	4
商取引法特論演習 II	4
有価証券法特論 I	2
有価証券法特論 II	2
有価証券法特論演習 I	4
有価証券法特論演習 II	4
刑法原理特論 I	2
刑法原理特論 II	2
刑法原理特論演習 I	4
刑法原理特論演習 II	4
個別刑法特論 I	2
個別刑法特論 II	2
個別刑法特論演習 I	4
個別刑法特論演習 II	4
民事訴訟法原理特論 I	2
民事訴訟法原理特論 II	2
民事訴訟法原理特論演習 I	4
民事訴訟法原理特論演習 II	4
個別民事訴訟法特論 I	2
個別民事訴訟法特論 II	2
個別民事訴訟法特論演習 I	4
個別民事訴訟法特論演習 II	4
刑事訴訟法特論 I	2
刑事訴訟法特論 II	2
刑事訴訟法特論演習 I	4
刑事訴訟法特論演習 II	4
集團の勞使關係法特論 I	2
集團の勞使關係法特論 II	2
集團の勞使關係法特論演習 I	4
集團の勞使關係法特論演習 II	4
個別的勞働關係法特論 I	2
個別的勞働關係法特論 II	2
個別的勞働關係法特論演習 I	4
個別的勞働關係法特論演習 II	4

経済法原理特論 I	2	
経済法原理特論 II	2	
経済法原理特論演習 I	4	
経済法原理特論演習 II	4	
個別経済法特論 I	2	
個別経済法特論 II	2	
個別経済法特論演習 I	4	
個別経済法特論演習 II	4	
国際法特論 I	2	
国際法特論 II	2	
国際法特論演習 I	4	
国際法特論演習 II	4	
国際私法特論 I	2	
国際私法特論 II	2	
国際私法特論演習 I	4	
国際私法特論演習 II	4	
日本法制史特論 I	2	
日本法制史特論 II	2	
日本法制史特論演習 I	4	
日本法制史特論演習 II	4	
西洋法制史特論 I	2	
西洋法制史特論 II	2	
西洋法制史特論演習 I	4	
西洋法制史特論演習 II	4	
法哲学特論 I	2	
法哲学特論 II	2	
法哲学特論演習 I	4	
法哲学特論演習 II	4	
外国法特論 A I	2	
外国法特論 A II	2	
外国法特論 A 演習 I	4	
外国法特論 A 演習 II	4	
外国法特論 B I	2	
外国法特論 B II	2	
外国法特論 B 演習 I	4	
外国法特論 B 演習 II	4	
外国法特論 C I	2	
外国法特論 C II	2	
外国法特論 C 演習 I	4	
外国法特論 C 演習 II	4	
法律学特殊講義	2	平成25年度入学者から適用する

(2) 政治学専攻

授 業 科 目	単位数
政治学特論 I	2
政治学特論 II	2
政治学特論演習 I	4
政治学特論演習 II	4
政治史特論 A I	2
政治史特論 A II	2
政治史特論演習 A I	4
政治史特論演習 A II	4
政治史特論 B I	2
政治史特論 B II	2
政治史特論演習 B I	4
政治史特論演習 B II	4
政治思想史特論 I	2
政治思想史特論 II	2
政治思想史特論演習 I	4
政治思想史特論演習 II	4
公共政策論特論 I	2
公共政策論特論 II	2
公共政策論特論演習 I	4
公共政策論特論演習 II	4
国際政治学特論 I	2
国際政治学特論 II	2
国際政治学特論演習 I	4
国際政治学特論演習 II	4
政治過程論特論 I	2
政治過程論特論 II	2
政治過程論特論演習 I	4
政治過程論特論演習 II	4
行政学特論 I	2
行政学特論 II	2
行政学特論演習 I	4
行政学特論演習 II	4
地方政治論特論 I	2
地方政治論特論 II	2
地方政治論特論演習 I	4
地方政治論特論演習 II	4
地方自治論特論 I	2
地方自治論特論 II	2
地方自治論特論演習 I	4
地方自治論特論演習 II	4
自治体政策論特論 I	2
自治体政策論特論 II	2
自治体政策論特論演習 I	4

自治体政策論特論演習Ⅱ	4
地方財政論特論Ⅰ	2
地方財政論特論Ⅱ	2
地方財政論特論演習Ⅰ	4
地方財政論特論演習Ⅱ	4
自治体法特論Ⅰ	2
自治体法特論Ⅱ	2
自治体法特論演習Ⅰ	4
自治体法特論演習Ⅱ	4
社会調査特論Ⅰ	2
社会調査特論Ⅱ	2
社会調査特論演習Ⅰ	4
社会調査特論演習Ⅱ	4
比較政治学特論Ⅰ	2
比較政治学特論Ⅱ	2
比較政治学特論演習Ⅰ	4
比較政治学特論演習Ⅱ	4
ジャーナリズム論特論Ⅰ	2
ジャーナリズム論特論Ⅱ	2
ジャーナリズム論特論演習Ⅰ	4
ジャーナリズム論特論演習Ⅱ	4
比較政治経済学特論Ⅰ	2
比較政治経済学特論Ⅱ	2
比較政治経済学特論演習Ⅰ	4
比較政治経済学特論演習Ⅱ	4
地域研究特論Ⅰ	2
地域研究特論Ⅱ	2
地域研究特論演習Ⅰ	4
地域研究特論演習Ⅱ	4
政治学特殊講義	2

4 文学研究科

(1) 日本文化専攻

授 業 科 目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
日本文学特殊講義 I	4	
日本文学特殊講義演習 I A	4	
日本文学特殊講義演習 I B	4	
日本文学特殊講義 II	4	
日本文学特殊講義演習 II A	4	
日本文学特殊講義演習 II B	4	
日本文学特殊講義 III	4	
比較文学特殊講義 I	4	
比較文学特殊講義演習 I A	4	
比較文学特殊講義演習 I B	4	
比較文学特殊講義 II	4	
比較文学特殊講義演習 II A	4	
比較文学特殊講義演習 II B	4	
日本思想特殊講義 I	4	
日本思想特殊講義演習 I A	4	
日本思想特殊講義演習 I B	4	
日本思想特殊講義 II	4	
日本思想特殊講義演習 II A	4	
日本思想特殊講義演習 II B	4	
日本語研究特殊講義 I	4	
日本語研究特殊講義演習 I A	4	
日本語研究特殊講義演習 I B	4	
日本語研究特殊講義 II	4	
日本語研究特殊講義演習 II A	4	
日本語研究特殊講義演習 II B	4	
日本語研究特殊講義 III	4	
日本語研究特殊講義演習 III A	4	
日本語研究特殊講義演習 III B	4	
日本語研究特殊講義 IV	4	
比較言語研究特殊講義 j I	4	
比較言語研究特殊講義演習 j I A	4	
比較言語研究特殊講義演習 j I B	4	
歴史・環境文化科目		
日本史特殊講義 I	4	
日本史特殊講義演習 I A	4	
日本史特殊講義演習 I B	4	
日本史特殊講義 II	4	

日本史特殊講義演習ⅡA	4	
日本史特殊講義演習ⅡB	4	
日本史特殊講義Ⅲ	4	
環境文化特殊講義 j I	4	
環境文化特殊講義演習 j I A	4	
環境文化特殊講義演習 j I B	4	
環境文化特殊講義 j II	4	
環境文化特殊講義演習 j II A	4	
環境文化特殊講義演習 j II B	4	
環境文化特殊講義 j III	4	
論文指導		
論文指導	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。

(2) 英米文化專攻

授 業 科 目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
英米文学特殊講義 I	4	
英米文学特殊講義演習 I A	4	
英米文学特殊講義演習 I B	4	
英米文学特殊講義 II	4	
英米文学特殊講義演習 II A	4	
英米文学特殊講義演習 II B	4	
英語研究特殊講義 I	4	
英語研究特殊講義演習 I A	4	
英語研究特殊講義演習 I B	4	
英語研究特殊講義 II	4	
英語研究特殊講義演習 II A	4	
英語研究特殊講義演習 II B	4	
英語研究特殊講義 III	4	
英語研究特殊講義演習 III A	4	
英語研究特殊講義演習 III B	4	
英語研究特殊講義 IV	4	
英語研究特殊講義演習 IV A	4	
英語研究特殊講義演習 IV B	4	
欧米思想特殊講義 I	4	
欧米思想特殊講義演習 I A	4	
欧米思想特殊講義演習 I B	4	
欧米思想特殊講義 II	4	
欧米思想特殊講義演習 II A	4	
欧米思想特殊講義演習 II B	4	
欧米思想特殊講義 III	4	
欧米思想特殊講義演習 III A	4	
欧米思想特殊講義演習 III B	4	
歴史・環境文化科目		
欧米史特殊講義 I	4	
欧米史特殊講義演習 I A	4	
欧米史特殊講義演習 I B	4	
欧米史特殊講義 II	4	
欧米史特殊講義演習 II A	4	
欧米史特殊講義演習 II B	4	
欧米史特殊講義 III	4	
欧米史特殊講義演習 III A	4	
欧米史特殊講義演習 III B	4	
欧米史特殊講義 IV	4	

環境文化特殊講義e I	4	
環境文化特殊講義演習e I A	4	
環境文化特殊講義演習e I B	4	
環境文化特殊講義e II	4	
環境文化特殊講義演習e II A	4	
環境文化特殊講義演習e II B	4	
環境文化特殊講義e III	4	
論文指導		
論文指導	2	<small>長期履修生のみ。修了要件に算入しない。</small>

5 工学研究科

(1) 建設工学専攻

授 業 科 目	単位数
応用数学特論	2
応用物理特論	2
計画システム分析特論	2
社会環境政策特論	2
建築構造解析特論 I	2
構造解析特論	2
建築構造信頼性特論	2
建築構造力学特論	2
構造設計特論	2
建築構造設計特論 I	2
建築構造設計特論 II	2
建築構法特論 I	2
建築構法特論 II	2
建築鉄筋コンクリート構造特論	2
コンクリート構造設計特論	2
建築構造解析特論 II	2
構造動力学特論	2
非線形構造解析特論	2
寒地舗装工学特論	2
建築材料工学特論	2
建設コンクリート工学特論	2
土質力学特論	2
地盤工学特論	2
温熱環境計画特論	2
環境・エネルギー計画特論	2
設備計画特論	2
建築設備特別演習 I	2
建築設備特別演習 II	2
流域水工学特論	2
建築環境計画特論 I	2
建築環境計画特論 II	2
建築史・建築論特論 I	2
建築史・建築論特論 II	2
水環境工学特論	2
建築設計特論	2
建築設計特論演習	2
河川学特論	2
都市計画特論	2

都市計画特論演習	2
環境情報工学特論	2
環境リスク工学特論	2
都市システム計画学特論	2
建築計画特論Ⅰ	2
建築計画特論Ⅱ	2
交通計画学特論	2
鉄道工学特論	2
建築生産工学特論	2
寒地建築工学特論	2
道路工学特論	2
材料強度学特論	2
建築インターンシップ	4
社会環境工学特論ゼミナールⅠ	3
社会環境工学特論ゼミナールⅡ	3
建築学特論ゼミナールⅠ	3
建築学特論ゼミナールⅡ	3
社会環境工学特別研究Ⅰ	3
社会環境工学特別研究Ⅱ	3
建築学特別研究Ⅰ	3
建築学特別研究Ⅱ	3

(2) 電子情報生命工学専攻

授 業 科 目	単位数
共通科目	
電子情報生命工学総論	2
光・電子工学	
光物理工学特論	2
高周波工学特論	2
アンテナ・伝搬工学特論	2
量子電子工学特論	2
電子材料実験学特論	2
電子・光デバイス工学特論	2
レーザー応用工学特論	2
計測・制御工学	
制御情報工学特論	2
光計測工学特論	2
応用システム工学特論	2
情報モデリング工学特論	2
形状モデリング工学特論	2
生体計測工学特論	2
情報処理工学	
音声情報処理工学特論	2
情報検索工学特論	2
言語情報工学特論	2
情報数理工学特論	2
計算言語学特論	2
計算モデル特論	2
ソフトウェア工学特論	2
人間情報工学	
音響工学特論	2
聴覚情報処理工学特論	2
知能情報工学特論	2
応用知識工学特論	2
意識情報数理特論	2
インタラクション工学特論	2
マルチメディア圧縮工学特論	2
生命情報工学	
ゲノム編集工学特論	2
人工知能学特論	2
生体情報工学特論	2
分子遺伝学特論	2
植物遺伝子工学特論	2

バイオインフォマティクス特論	2
生命環境工学	
生命動態工学特論	2
染色体工学特論	2
生化学特論	2
植物環境工学特論	2
環境・エネルギーシステム特論	2
特別研究	
電子情報生命工学特論ゼミナールⅠ	3
電子情報生命工学特論ゼミナールⅡ	3
電子情報生命工学特別研究Ⅰ	3
電子情報生命工学特別研究Ⅱ	3

別表第 2

(博士課程)

1 経済学研究科

授 業 科 目	単位数	備考
比較経済政策史特殊研究 I	2	
比較経済政策史特殊研究 I 演習 1	2	
比較経済政策史特殊研究 I 演習 2	4	
比較経済政策史特殊研究 I 演習 3	4	
比較経済政策史特殊研究 II	2	
比較経済政策史特殊研究 II 演習 1	2	
比較経済政策史特殊研究 II 演習 2	4	
比較経済政策史特殊研究 II 演習 3	4	
比較経済政策史特殊研究 III	2	
比較経済政策史特殊研究 III 演習 1	2	
比較経済政策史特殊研究 III 演習 2	4	
比較経済政策史特殊研究 III 演習 3	4	
国際経済論特殊研究 I	2	
国際経済論特殊研究 I 演習 1	2	
国際経済論特殊研究 I 演習 2	4	
国際経済論特殊研究 I 演習 3	4	
国際経済論特殊研究 II	2	
国際経済論特殊研究 II 演習 1	2	
国際経済論特殊研究 II 演習 2	4	
国際経済論特殊研究 II 演習 3	4	
国際経済論特殊研究 III	2	
国際経済論特殊研究 III 演習 1	2	
国際経済論特殊研究 III 演習 2	4	
国際経済論特殊研究 III 演習 3	4	
国際関係論特殊研究	2	
国際関係論特殊研究演習 1	2	
国際関係論特殊研究演習 2	4	
国際関係論特殊研究演習 3	4	
地域開発論特殊研究 I	2	
地域開発論特殊研究 I 演習 1	2	
地域開発論特殊研究 I 演習 2	4	
地域開発論特殊研究 I 演習 3	4	
地域開発論特殊研究 II	2	
地域開発論特殊研究 II 演習 1	2	
地域開発論特殊研究 II 演習 2	4	
地域開発論特殊研究 II 演習 3	4	
地域経済論特殊研究 I	2	

地域経済論特殊研究Ⅰ演習1	2	
地域経済論特殊研究Ⅰ演習2	4	
地域経済論特殊研究Ⅰ演習3	4	
地域経済論特殊研究Ⅱ	2	
地域経済論特殊研究Ⅱ演習1	2	
地域経済論特殊研究Ⅱ演習2	4	
地域経済論特殊研究Ⅱ演習3	4	
発展途上国論特殊研究	2	令和4年度入学者から適用
発展途上国論特殊研究演習1	2	令和4年度入学者から適用
発展途上国論特殊研究演習2	4	令和4年度入学者から適用
発展途上国論特殊研究演習3	4	令和4年度入学者から適用
東アジア経済論特殊研究Ⅰ	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習1	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習2	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅰ演習3	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習1	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習2	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅱ演習3	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習1	2	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習2	4	
東アジア経済論特殊研究Ⅲ演習3	4	
グローバル地域論特殊研究Ⅰ	2	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習1	2	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習2	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅰ演習3	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ	2	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習1	2	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習2	4	令和4年度入学者から適用
グローバル地域論特殊研究Ⅱ演習3	4	令和4年度入学者から適用
開発政策論特殊研究Ⅰ	2	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習1	2	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習2	4	
開発政策論特殊研究Ⅰ演習3	4	
開発政策論特殊研究Ⅱ	2	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習1	2	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習2	4	
開発政策論特殊研究Ⅱ演習3	4	
経済規制政策特殊研究Ⅰ	2	
経済規制政策特殊研究Ⅰ演習1	2	

経済規制政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
経済規制政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
経済規制政策特殊研究Ⅱ	2	
経済規制政策特殊研究Ⅱ演習1	2	
経済規制政策特殊研究Ⅱ演習2	4	
経済規制政策特殊研究Ⅱ演習3	4	
経済規制政策特殊研究Ⅲ	2	
経済規制政策特殊研究Ⅲ演習1	2	
経済規制政策特殊研究Ⅲ演習2	4	
経済規制政策特殊研究Ⅲ演習3	4	
環境政策特殊研究Ⅰ	2	
環境政策特殊研究Ⅰ演習1	2	
環境政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
環境政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
環境政策特殊研究Ⅱ	2	
環境政策特殊研究Ⅱ演習1	2	
環境政策特殊研究Ⅱ演習2	4	
環境政策特殊研究Ⅱ演習3	4	
金融政策特殊研究	2	
金融政策特殊研究演習1	2	
金融政策特殊研究演習2	4	
金融政策特殊研究演習3	4	
財政学特殊研究	2	令和6年度入学者から適用
財政学特殊研究演習1	2	令和6年度入学者から適用
財政学特殊研究演習2	4	令和6年度入学者から適用
財政学特殊研究演習3	4	令和6年度入学者から適用
財政政策特殊研究Ⅰ	2	
財政政策特殊研究Ⅰ演習1	2	
財政政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
財政政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
税制論特殊研究	2	令和6年度入学者から適用
税制論特殊研究演習1	2	令和6年度入学者から適用
税制論特殊研究演習2	4	令和6年度入学者から適用
税制論特殊研究演習3	4	令和6年度入学者から適用
農村再編政策特殊研究Ⅰ	2	
農村再編政策特殊研究Ⅰ演習1	2	
農村再編政策特殊研究Ⅰ演習2	4	
農村再編政策特殊研究Ⅰ演習3	4	
農村再編政策特殊研究Ⅱ	2	
農村再編政策特殊研究Ⅱ演習1	2	
農村再編政策特殊研究Ⅱ演習2	4	

農村再編政策特殊研究Ⅱ演習 3	4
協同組合組織論特殊研究	2
協同組合組織論特殊研究演習 1	2
協同組合組織論特殊研究演習 2	4
協同組合組織論特殊研究演習 3	4
社会政策特殊研究 I	2
社会政策特殊研究 I 演習 1	2
社会政策特殊研究 I 演習 2	4
社会政策特殊研究 I 演習 3	4
社会政策特殊研究Ⅱ	2
社会政策特殊研究Ⅱ演習 1	2
社会政策特殊研究Ⅱ演習 2	4
社会政策特殊研究Ⅱ演習 3	4
社会政策特殊研究Ⅲ	2
社会政策特殊研究Ⅲ演習 1	2
社会政策特殊研究Ⅲ演習 2	4
社会政策特殊研究Ⅲ演習 3	4
教育社会經濟論特殊研究	2
教育社会經濟論特殊研究演習 1	2
教育社会經濟論特殊研究演習 2	4
教育社会經濟論特殊研究演習 3	4
社会調査論特殊研究 I	2
社会調査論特殊研究 I 演習 1	2
社会調査論特殊研究 I 演習 2	4
社会調査論特殊研究 I 演習 3	4
理論経済学特殊研究 I	2
理論経済学特殊研究 I 演習 1	2
理論経済学特殊研究 I 演習 2	4
理論経済学特殊研究 I 演習 3	4
理論経済学特殊研究Ⅱ	2
理論経済学特殊研究Ⅱ演習 1	2
理論経済学特殊研究Ⅱ演習 2	4
理論経済学特殊研究Ⅱ演習 3	4
経済学方法論特殊研究 I	2
経済学方法論特殊研究 I 演習 1	2
経済学方法論特殊研究 I 演習 2	4
経済学方法論特殊研究 I 演習 3	4
社会経済学特殊研究	2
社会経済学特殊研究演習 1	2
社会経済学特殊研究演習 2	4
社会経済学特殊研究演習 3	4

経済学史特殊研究	2	
経済学史特殊研究演習 1	2	
経済学史特殊研究演習 2	4	
経済学史特殊研究演習 3	4	
社会思想史特殊研究 I	2	
社会思想史特殊研究 I 演習 1	2	
社会思想史特殊研究 I 演習 2	4	
社会思想史特殊研究 I 演習 3	4	
社会思想史特殊研究 II	2	
社会思想史特殊研究 II 演習 1	2	
社会思想史特殊研究 II 演習 2	4	
社会思想史特殊研究 II 演習 3	4	
社会思想史特殊研究 III	2	
社会思想史特殊研究 III 演習 1	2	
社会思想史特殊研究 III 演習 2	4	
社会思想史特殊研究 III 演習 3	4	
統計学特殊研究 I	2	
統計学特殊研究 I 演習 1	2	
統計学特殊研究 I 演習 2	4	
統計学特殊研究 I 演習 3	4	
統計学特殊研究 II	2	
統計学特殊研究 II 演習 1	2	
統計学特殊研究 II 演習 2	4	
統計学特殊研究 II 演習 3	4	
論文指導 I	4	修了要件に含まない
論文指導 II	4	修了要件に含まない
論文指導 III	4	修了要件に含まない
特別研究	2	平成24年度入学者から適用

2 経営学研究科

授 業 科 目	単位数	備考
<組織経営関連科目>		
経営学原理特殊研究Ⅰ	2	
経営学原理特殊研究Ⅱ	2	
経営学原理特殊研究Ⅲ	4	
経営学原理特殊研究Ⅳ	4	
経営管理論特殊研究Ⅰ	2	
経営管理論特殊研究Ⅱ	2	
経営管理論特殊研究Ⅲ	4	
経営管理論特殊研究Ⅳ	4	
経営組織論特殊研究Ⅰ	2	
経営組織論特殊研究Ⅱ	2	
経営組織論特殊研究Ⅲ	4	
経営組織論特殊研究Ⅳ	4	
経営戦略論特殊研究Ⅰ	2	
経営戦略論特殊研究Ⅱ	2	
経営戦略論特殊研究Ⅲ	4	
経営戦略論特殊研究Ⅳ	4	
国際経営論特殊研究Ⅰ	2	
国際経営論特殊研究Ⅱ	2	
国際経営論特殊研究Ⅲ	4	
国際経営論特殊研究Ⅳ	4	
経営史特殊研究Ⅰ	2	
経営史特殊研究Ⅱ	2	
経営史特殊研究Ⅲ	4	
経営史特殊研究Ⅳ	4	
企業行動論特殊研究Ⅰ	2	
企業行動論特殊研究Ⅱ	2	
企業行動論特殊研究Ⅲ	4	
企業行動論特殊研究Ⅳ	4	
現代企業論特殊研究Ⅰ	2	
現代企業論特殊研究Ⅱ	2	
現代企業論特殊研究Ⅲ	4	
現代企業論特殊研究Ⅳ	4	
企業と社会特殊研究Ⅰ	2	
企業と社会特殊研究Ⅱ	2	
企業と社会特殊研究Ⅲ	4	
企業と社会特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅱ	2	

マーケティング戦略論特殊研究Ⅲ	4	
マーケティング戦略論特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅱ	2	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅲ	4	
マーケティング・マネジメント特殊研究Ⅳ	4	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅰ	2	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅱ	2	
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅲ	4	令和6年度入学者から適用
マーケティング・コミュニケーション特殊研究Ⅳ	4	令和6年度入学者から適用
流通システム論特殊研究Ⅰ	2	
流通システム論特殊研究Ⅱ	2	
流通システム論特殊研究Ⅲ	4	
流通システム論特殊研究Ⅳ	4	
非営利事業論特殊研究Ⅰ	2	
非営利事業論特殊研究Ⅱ	2	
非営利事業論特殊研究Ⅲ	4	
非営利事業論特殊研究Ⅳ	4	
<組織情報関連科目>		
会計学原理特殊研究Ⅰ	2	
会計学原理特殊研究Ⅱ	2	
会計学原理特殊研究Ⅲ	4	
会計学原理特殊研究Ⅳ	4	
財務会計論特殊研究Ⅰ	2	
財務会計論特殊研究Ⅱ	2	
財務会計論特殊研究Ⅲ	4	
財務会計論特殊研究Ⅳ	4	
管理会計論特殊研究Ⅰ	2	
管理会計論特殊研究Ⅱ	2	
管理会計論特殊研究Ⅲ	4	
管理会計論特殊研究Ⅳ	4	
経営情報論特殊研究Ⅰ	2	
経営情報論特殊研究Ⅱ	2	
経営情報論特殊研究Ⅲ	4	
経営情報論特殊研究Ⅳ	4	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅰ	2	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅱ	2	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅲ	4	
情報コミュニケーション論特殊研究Ⅳ	4	
情報処理論特殊研究Ⅰ	2	
情報処理論特殊研究Ⅱ	2	

情報処理論特殊研究Ⅲ	4	
情報処理論特殊研究Ⅳ	4	
<組織心理関連科目>		
組織心理学特殊研究Ⅰ	2	
組織心理学特殊研究Ⅱ	2	
組織心理学特殊研究Ⅲ	4	
組織心理学特殊研究Ⅳ	4	
行動意思決定論特殊研究Ⅰ	2	
行動意思決定論特殊研究Ⅱ	2	
行動意思決定論特殊研究Ⅲ	4	
行動意思決定論特殊研究Ⅳ	4	
学習心理学特殊研究Ⅰ	2	
学習心理学特殊研究Ⅱ	2	
学習心理学特殊研究Ⅲ	4	
学習心理学特殊研究Ⅳ	4	
発達心理学特殊研究Ⅰ	2	
発達心理学特殊研究Ⅱ	2	
発達心理学特殊研究Ⅲ	4	
発達心理学特殊研究Ⅳ	4	
認知心理学特殊研究Ⅰ	2	
認知心理学特殊研究Ⅱ	2	
認知心理学特殊研究Ⅲ	4	
認知心理学特殊研究Ⅳ	4	
臨床心理学特殊研究Ⅰ	2	
臨床心理学特殊研究Ⅱ	2	
臨床心理学特殊研究Ⅲ	4	令和6年度入学者から適用
臨床心理学特殊研究Ⅳ	4	令和6年度入学者から適用
<論文指導>		
論文指導Ⅰ	2	修了要件に含まない、平成20年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	2	修了要件に含まない、平成20年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	2	修了要件に含まない、平成20年度入学生より適用する。

3 法学研究科
 (1) 法律学専攻

授 業 科 目	単位数	備考
憲法特殊研究Ⅰ	4	
憲法特殊研究Ⅱ	4	
憲法特殊研究Ⅲ	4	
行政法特殊研究Ⅰ	4	
行政法特殊研究Ⅱ	4	
行政法特殊研究Ⅲ	4	
民法特殊研究Ⅰ	4	
民法特殊研究Ⅱ	4	
民法特殊研究Ⅲ	4	
商法特殊研究Ⅰ	4	
商法特殊研究Ⅱ	4	
商法特殊研究Ⅲ	4	
刑法特殊研究Ⅰ	4	
刑法特殊研究Ⅱ	4	
刑法特殊研究Ⅲ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	
民事訴訟法特殊研究Ⅲ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	
刑事訴訟法特殊研究Ⅲ	4	
労働法特殊研究Ⅰ	4	
労働法特殊研究Ⅱ	4	
労働法特殊研究Ⅲ	4	
経済法特殊研究Ⅰ	4	
経済法特殊研究Ⅱ	4	
経済法特殊研究Ⅲ	4	
国際私法特殊研究Ⅰ	4	
国際私法特殊研究Ⅱ	4	
国際私法特殊研究Ⅲ	4	
法制史特殊研究Ⅰ	4	
法制史特殊研究Ⅱ	4	
法制史特殊研究Ⅲ	4	
国際法特殊研究Ⅰ	4	
国際法特殊研究Ⅱ	4	
国際法特殊研究Ⅲ	4	
法哲学特殊研究Ⅰ	4	
法哲学特殊研究Ⅱ	4	
法哲学特殊研究Ⅲ	4	

外国法特殊研究Ⅰ	4	
外国法特殊研究Ⅱ	4	
外国法特殊研究Ⅲ	4	
論文指導Ⅰ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
特別研究	2	平成25年度入学生より適用する。

(2) 政治学専攻

授 業 科 目	単位数	備考
政治学特殊研究Ⅰ	4	
政治学特殊研究Ⅱ	4	
政治学特殊研究Ⅲ	4	
政治史特殊研究Ⅰ	4	
政治史特殊研究Ⅱ	4	
政治史特殊研究Ⅲ	4	
政治思想史特殊研究Ⅰ	4	
政治思想史特殊研究Ⅱ	4	
政治思想史特殊研究Ⅲ	4	
政治過程論特殊研究Ⅰ	4	
政治過程論特殊研究Ⅱ	4	
政治過程論特殊研究Ⅲ	4	
行政学特殊研究Ⅰ	4	
行政学特殊研究Ⅱ	4	
行政学特殊研究Ⅲ	4	
公共政策論特殊研究Ⅰ	4	
公共政策論特殊研究Ⅱ	4	
公共政策論特殊研究Ⅲ	4	
国際政治学特殊研究Ⅰ	4	
国際政治学特殊研究Ⅱ	4	
国際政治学特殊研究Ⅲ	4	
地方自治論特殊研究Ⅰ	4	
地方自治論特殊研究Ⅱ	4	
地方自治論特殊研究Ⅲ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅰ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅱ	4	
自治体政策論特殊研究Ⅲ	4	
地方財政論特殊研究Ⅰ	4	
地方財政論特殊研究Ⅱ	4	
地方財政論特殊研究Ⅲ	4	
自治体法特殊研究Ⅰ	4	
自治体法特殊研究Ⅱ	4	
自治体法特殊研究Ⅲ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅰ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅱ	4	
比較地方自治論特殊研究Ⅲ	4	
比較政治学特殊研究Ⅰ	4	
比較政治学特殊研究Ⅱ	4	
比較政治学特殊研究Ⅲ	4	
ジャーナリズム論特殊研究Ⅰ	4	

ジャーナリズム論特殊研究Ⅱ	4	
ジャーナリズム論特殊研究Ⅲ	4	
論文指導Ⅰ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅱ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
論文指導Ⅲ	4	修了要件に含まない。平成26年度入学生より適用する。
特別研究	2	平成25年度入学生より適用する。

4 文学研究科

(1) 日本文化専攻

授 業 科 目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅠA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅠB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅠC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅡA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅡB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅡC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅢA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅢB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅢC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅣA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅣB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅣC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅤA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅤB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅤC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅥA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅥB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅥC	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅦA	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅦB	4	
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅦC	4	
歴史・環境文化科目		
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠC	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡC	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢC	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣA	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣB	4	
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣC	4	
論文指導		
論文指導Ⅰ	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。
論文指導Ⅱ	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。

(2) 英米文化專攻

授 業 科 目	単位数	備考
言語・思想文化科目		
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 I A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 I B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 I C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 II A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 II B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 II C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 III A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 III B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 III C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 IV A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 IV B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 IV C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 V A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 V B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 V C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VI A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VI B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VI C	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VII A	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VII B	4	
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習 VII C	4	
歴史・環境文化科目		
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 I A	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 I B	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 I C	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 II A	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 II B	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 II C	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 III A	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 III B	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 III C	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 IV A	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 IV B	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 IV C	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 V A	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 V B	4	
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習 V C	4	

論文指導		
論文指導 I	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。
論文指導 II	2	長期履修生のみ。修了要件に算入しない。

5 工学研究科

(1) 建設工学専攻

授 業 科 目	単位数
構造工学	
構造解析法特別講義Ⅰ	2
構造解析法特別講義Ⅱ	2
最適化設計特別講義Ⅰ	2
最適化設計特別講義Ⅱ	2
信頼性解析特別講義Ⅰ	2
信頼性解析特別講義Ⅱ	2
建築構法特別講義Ⅰ	2
建築構法特別講義Ⅱ	2
寒地建設工学	
寒地土木工学特別講義Ⅰ	2
寒地土木工学特別講義Ⅱ	2
地盤力学特別講義Ⅰ	2
地盤力学特別講義Ⅱ	2
寒冷地道路工学特別講義Ⅰ	2
寒冷地道路工学特別講義Ⅱ	2
コンクリート材料特別講義Ⅰ	2
コンクリート材料特別講義Ⅱ	2
寒冷地コンクリート特別講義Ⅰ	2
寒冷地コンクリート特別講義Ⅱ	2
環境材料工学特別講義Ⅰ	2
環境材料工学特別講義Ⅱ	2
地域・環境工学	
防災計画特別講義Ⅰ	2
防災計画特別講義Ⅱ	2
環境工学特別講義Ⅰ	2
環境工学特別講義Ⅱ	2
水工学特別講義Ⅰ	2
水工学特別講義Ⅱ	2
環境・エネルギー計画特別講義Ⅰ	2
環境・エネルギー計画特別講義Ⅱ	2
音環境計画特別講義Ⅰ	2
音環境計画特別講義Ⅱ	2
都市・社会工学	
都市計画特別講義Ⅰ	2
都市計画特別講義Ⅱ	2
計画システム分析特別講義Ⅰ	2
計画システム分析特別講義Ⅱ	2

建築史・建築論特別講義Ⅰ	2
建築史・建築論特別講義Ⅱ	2
建築計画特別講義Ⅰ	2
建築計画特別講義Ⅱ	2
都市・地域デザイン特別講義Ⅰ	2
都市・地域デザイン特別講義Ⅱ	2
特別研究	
建設工学特殊研究	6

(2) 電子情報生命工学専攻

授 業 科 目	単位数
光・電子工学	
応用光学特別講義Ⅰ	2
応用光学特別講義Ⅱ	2
高周波工学特別講義Ⅰ	2
高周波工学特別講義Ⅱ	2
フォトニックデバイス特別講義Ⅰ	2
フォトニックデバイス特別講義Ⅱ	2
計測・制御工学	
光システム工学特別講義Ⅰ	2
光システム工学特別講義Ⅱ	2
応用システム工学特別講義Ⅰ	2
応用システム工学特別講義Ⅱ	2
情報モデリング工学特別講義Ⅰ	2
情報モデリング工学特別講義Ⅱ	2
情報処理工学	
情報数理工学特別講義Ⅰ	2
情報数理工学特別講義Ⅱ	2
知能情報工学特別講義Ⅰ	2
知能情報工学特別講義Ⅱ	2
言語処理工学特別講義Ⅰ	2
言語処理工学特別講義Ⅱ	2
情報圧縮工学特別講義Ⅰ	2
情報圧縮工学特別講義Ⅱ	2
テキストメディア学特別講義Ⅰ	2
テキストメディア学特別講義Ⅱ	2
生体情報工学	
生体情報工学特別講義Ⅰ	2
生体情報工学特別講義Ⅱ	2
音声情報工学特別講義Ⅰ	2
音声情報工学特別講義Ⅱ	2
知識データ工学特別講義Ⅰ	2
知識データ工学特別講義Ⅱ	2
意識情報数理特別講義Ⅰ	2
意識情報数理特別講義Ⅱ	2
生命情報・環境工学	
免疫化学特別講義Ⅰ	2
免疫化学特別講義Ⅱ	2
合成生物学特別講義Ⅰ	2
合成生物学特別講義Ⅱ	2

生物物理学特別講義 I	2
生物物理学特別講義 II	2
環境・エネルギーシステム特別講義 I	2
環境・エネルギーシステム特別講義 II	2
特殊研究	
電子情報生命工学特殊研究	6

別表第3 削除

別表第4

1-1 修士課程

区 分		金 額	
入学検定料	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入 学 金	経済学研究科		200,000
	経営学研究科		200,000
	法学研究科		200,000
	文学研究科		200,000
	工学研究科		200,000
授 業 料	経済学研究科	年額	872,000
	経営学研究科	年額	872,000
	法学研究科	年額	872,000
	文学研究科	年額	896,000
	工学研究科	年額	1,140,000
教育充実費	経済学研究科	年額	100,000
	経営学研究科	年額	100,000
	法学研究科	年額	100,000
	文学研究科	年額	100,000
	工学研究科	年額	100,000
実験実習費	工学研究科	年額	80,000

1-2 第25条に基づく特例学生

区 分		金 額	
入学検定料	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入 学 金	経済学研究科		100,000
	経営学研究科		100,000
	法学研究科		100,000
	文学研究科		100,000
	工学研究科		100,000
授 業 料	経済学研究科	年額	436,000
	経営学研究科	年額	436,000
	法学研究科	年額	436,000
	文学研究科	年額	448,000
	工学研究科	年額	570,000
教育充実費	経済学研究科	年額	50,000
	経営学研究科	年額	50,000
	法学研究科	年額	50,000
	文学研究科	年額	50,000
	工学研究科	年額	50,000
実験実習費	工学研究科	年額	40,000

1-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（初年次）

区 分		金 額	
入学検定料	経済学研究科	30,000	円
	経営学研究科	30,000	
	法学研究科	30,000	
	文学研究科	30,000	
	工学研究科	30,000	
入 学 金	経済学研究科	100,000	
	経営学研究科	100,000	
	法学研究科	100,000	
	文学研究科	100,000	
	工学研究科	100,000	
授 業 料	経済学研究科	年額	292,000
	経営学研究科	年額	292,000
	法学研究科	年額	292,000
	文学研究科	年額	300,000
	工学研究科	年額	380,000
教育充実費	経済学研究科	年額	34,000
	経営学研究科	年額	34,000
	法学研究科	年額	34,000
	文学研究科	年額	34,000
	工学研究科	年額	34,000
実験実習費	工学研究科	年額	28,000

1-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（2年次以降）

区 分		金 額	
授 業 料	経済学研究科	年額	290,000
	経営学研究科	年額	290,000
	法学研究科	年額	290,000
	文学研究科	年額	298,000
	工学研究科	年額	380,000
教育充実費	経済学研究科	年額	33,000
	経営学研究科	年額	33,000
	法学研究科	年額	33,000
	文学研究科	年額	33,000
	工学研究科	年額	33,000
実験実習費	工学研究科	年額	26,000

2-1 博士（後期）課程

区 分		金 額
入学検定料	経済学研究科	30,000 円
	経営学研究科	30,000
	法学研究科	30,000
	文学研究科	30,000
	工学研究科	30,000
入 学 金	経済学研究科	200,000
	経営学研究科	200,000
	法学研究科	200,000
	文学研究科	200,000
	工学研究科	200,000
授 業 料	経済学研究科	年額 872,000
	経営学研究科	年額 872,000
	法学研究科	年額 872,000
	文学研究科	年額 896,000
	工学研究科	年額 1,140,000
教育充実費	経済学研究科	年額 100,000
	経営学研究科	年額 100,000
	法学研究科	年額 100,000
	文学研究科	年額 100,000
	工学研究科	年額 100,000
実験実習費	工学研究科	年額 80,000

2-2 第25条に基づく特例学生

区 分		金 額
入学検定料	経済学研究科	30,000 円
	経営学研究科	30,000
	法学研究科	30,000
	文学研究科	30,000
	工学研究科	30,000
入 学 金	経済学研究科	100,000
	経営学研究科	100,000
	法学研究科	100,000
	文学研究科	100,000
	工学研究科	100,000
授 業 料	経済学研究科	年額 436,000
	経営学研究科	年額 436,000
	法学研究科	年額 436,000
	文学研究科	年額 448,000
	工学研究科	年額 570,000
教育充実費	経済学研究科	年額 50,000
	経営学研究科	年額 50,000
	法学研究科	年額 50,000
	文学研究科	年額 50,000
	工学研究科	年額 50,000
実験実習費	工学研究科	年額 40,000

2-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（初年次）

区 分		金 額	
入学検定料	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入 学 金	経済学研究科		100,000
	経営学研究科		100,000
	法学研究科		100,000
	文学研究科		100,000
	工学研究科		100,000
授 業 料	経済学研究科	年額	264,000
	経営学研究科	年額	264,000
	法学研究科	年額	264,000
	文学研究科	年額	272,000
	工学研究科	年額	342,000
教育充実費	経済学研究科	年額	30,000
	経営学研究科	年額	30,000
	法学研究科	年額	30,000
	文学研究科	年額	30,000
	工学研究科	年額	30,000
実験実習費	工学研究科	年額	24,000

2-3 第4条の2第3項による長期履修の学生（2年次以降）

区 分		金 額	
授 業 料	経済学研究科	年額	261,000
	経営学研究科	年額	261,000
	法学研究科	年額	261,000
	文学研究科	年額	268,000
	工学研究科	年額	342,000
教育充実費	経済学研究科	年額	30,000
	経営学研究科	年額	30,000
	法学研究科	年額	30,000
	文学研究科	年額	30,000
	工学研究科	年額	30,000
実験実習費	工学研究科	年額	24,000

3-1 削除

3-2 削除

授業料、教育充実費及び実験実習費の納入期限は、次のとおりとする。

第1期 4月20日

第2期 9月30日

ただし、新入学生及び再入学、復籍を許可された者に限り第1期分の授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。

平成28年度より、入学金の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 北海学園設置の北海学園大学・北海学園大学大学院又は北海商科大学・北海商科大学大学院を卒業後に北海学園大学大学院へ入学するときは入学金を免除する。
ただし、2部卒業生などで以前納入した入学金との差額がある場合は、その差額を徴収する。

別表第5

1 研究生

区 分		金 額	
審 査 料	経 済 学 研 究 科	15,000	円
	経 営 学 研 究 科	15,000	
	法 学 研 究 科	15,000	
	文 学 研 究 科	15,000	
	工 学 研 究 科	15,000	
入 学 金 (本学卒業者免除)	経 済 学 研 究 科	50,000	
	経 営 学 研 究 科	50,000	
	法 学 研 究 科	50,000	
	文 学 研 究 科	50,000	
	工 学 研 究 科	50,000	
受 講 料 (ただし、第2学期以降 入学者の場合は、受入 研究科の年額受講料の 半額とする。)	経 済 学 研 究 科	年額	218,000
	経 営 学 研 究 科	年額	218,000
	法 学 研 究 科	年額	218,000
	文 学 研 究 科	年額	224,000
	工 学 研 究 科	年額	285,000
実 験 実 習 費 (ただし、第2学期以降入学 者の場合は、半額とする。)	工 学 研 究 科	年額	80,000

2 法務研究員

区 分		金 額	
施設設備利用料	法 学 研 究 科	半期	30,000 円

3 委託生

区	分	金	額
入学検定料	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入 学 金	経済学研究科		50,000
	経営学研究科		50,000
	法学研究科		50,000
	文学研究科		50,000
	工学研究科		50,000
受 講 料	経済学研究科	1単位	8,000
	経営学研究科	1単位	8,000
	法学研究科	1単位	8,000
	文学研究科	1単位	9,000
	工学研究科	1単位	10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	80,000

4 特別聴講学生

区	分	金	額
入学検定料 (本学卒業者免除)	経済学研究科		30,000 円
	経営学研究科		30,000
	法学研究科		30,000
	文学研究科		30,000
	工学研究科		30,000
入 学 金 (本学卒業者免除)	経済学研究科		50,000
	経営学研究科		50,000
	法学研究科		50,000
	文学研究科		50,000
	工学研究科		50,000
受 講 料	経済学研究科	1単位	8,000
	経営学研究科	1単位	8,000
	法学研究科	1単位	8,000
	文学研究科	1単位	9,000
	工学研究科	1単位	10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者	80,000

5 聴講生

区 分		金 額
入学検定料 (本学卒業生免除)	経済学研究科	30,000 円
	経営学研究科	30,000
	法学研究科	30,000
	文学研究科	30,000
	工学研究科	30,000
入 学 金 (本学卒業生免除)	経済学研究科	50,000
	経営学研究科	50,000
	法学研究科	50,000
	文学研究科	50,000
	工学研究科	50,000
受 講 料	経済学研究科	1単位 8,000
	経営学研究科	1単位 8,000
	法学研究科	1単位 8,000
	文学研究科	1単位 9,000
	工学研究科	1単位 10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者 80,000

6 科目等履修生

区 分		金 額
入学検定料 (本学卒業生免除)	経済学研究科	30,000 円
	経営学研究科	30,000
	法学研究科	30,000
	文学研究科	30,000
	工学研究科	30,000
入 学 金 (本学卒業生免除)	経済学研究科	50,000
	経営学研究科	50,000
	法学研究科	50,000
	文学研究科	50,000
	工学研究科	50,000
受 講 料	経済学研究科	1単位 8,000
	経営学研究科	1単位 8,000
	法学研究科	1単位 8,000
	文学研究科	1単位 9,000
	工学研究科	1単位 10,000
実験実習費	工学研究科	実験を履修する者 80,000

平成28年度より、入学検定料及び入学金の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 研究生，4 特別聴講学生，5 聴講生，6 科目等履修生に記載のある
本学卒業生免除には北海商科大学卒業生を含む。